

(証券コード：5101)

2023年3月15日

(電子提供措置の開始日 2023年3月8日)

株 主 各 位

東京都港区新橋5丁目36番11号

横 浜 ゴ ム 株 式 会 社

代表取締役社長 山 石 昌 孝

第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の URL にアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.y-yokohama.com/ir/information/notify/>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）またはコードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただきます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後記4.の「議決権の行使

「についてのご案内」をご参照のうえ、2023年3月29日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 神奈川県平塚市追分2番1号
当社平塚製造所 新食堂棟 3階ホール

本株主総会の会場は前回と異なります。ご来場の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようお気をつけください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第147期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第147期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項（株主総会参考書類は、64頁以降に記載しております。）

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案** 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、98頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2023年3月29日（水曜日）午後6時までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ◎ 円滑な議事進行とするうえで、株主様からの質問数に制限をさせていただく場合がございますのでご了承くださいようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、法令および定款第19条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.y-yokohama.com/ir/information/notify/>) に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎ ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっており、一部のページが抜けていますのでご了承ください。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 本総会の開催場所が昨年と離れた場所である理由は、機能集約による業務効率化および働き方改革を目的として、本社機能を東京都港区から神奈川県平塚市の当社平塚製造所に移転・統合したためであります。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループをとり巻く環境は、国内では、原材料コストの増加により素材業種を中心に景況感が悪化しているものの、供給制約が緩和した自動車が増産しつつあるほか、世界的に堅調な設備投資を背景に輸出は緩やかに増加しつつあります。また、水際対策の緩和によるインバウンド需要の急回復などを受け、消費関連の景況感が大幅に改善しています。

一方、海外においては、米国はFRBによる政策金利の引き上げが続いているにもかかわらず、高水準の企業収益を背景に設備投資に底堅さが見られます。中国はゼロコロナ政策を12月に緩和したものの、ほぼ通年で継続したことから景気悪化に歯止めがかからないままです。欧州は、ウクライナ情勢に改善の兆しがみられない中、高インフレが持続しエネルギー価格の高止まりは長期化が見込まれます。

こうした状況の中、当社グループは、既存事業における強みの「深化」と、大変革時代のニーズに応える新しい価値の「探索」を同時に推進し、次世代の成長に向けた「変革」を図ることを位置づけた中期経営計画「Yokohama Transformation 2023 (YX2023)」に取り組んでおり、当期の連結売上収益は、8,604億77百万円（前期比28.3%増）、利益面では、連結事業利益は700億89百万円（同12.8%増）、連結営業利益は688億51百万円（同17.7%減）、また、親会社の所有者に帰属する当期利益は459億18百万円（同29.9%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、前期において、タイヤ生産財戦略の一環として当社のオフハイウェイタイヤ（OHT）事業とグループ会社であるATG（アライアンスタイヤグループ）を対象とし、「Yokohama Off-Highway Tires」（YOHT）を冠する新組織を立ち上げ、新たな経営管理体制での運営を開始しました。

今後の更なる事業拡大を図るにあたり、顧客及び製品特性の類似性等を勘案した結果、当期より、従来、事業セグメントとしていた「タイヤ」「MB」「ATG」のうち、「ATG」につきまして名称を「YOHT」に変更するとともに、「タイヤ」に集約しております。これにより、報告セグメントにつきましては「タイヤ」「MB」に変更しております。

① タイヤ

売上収益は7,543億9百万円（前期比30.6%増）で、当社グループの連結売上収益の87.7%を占めており、事業利益は668億43百万円（同16.8%増）となりました。

新車用タイヤは、世界的な半導体不足による生産調整の影響や中国でのロックダウンの影響を受けたものの、自動車メーカーの挽回生産および北米での新規車種獲得などに加え、円安も寄与し、売上収益は前期を上回りました。

市販用タイヤは、日本では2022年年初の降雪により国内で冬用タイヤの販売が好調に推移したほか、海外で高付加価値商品の拡販に努めた結果、北米や中国、アジア地域でも販売を伸ばし、売上収益は前期を上回りました。

YOHTは、北米など各販路でインドを生産拠点とするコスト優位性を活かした拡販や、値上げの浸透に努めた結果、売上収益、事業利益は過去最高となりました。

② MB（MB：マルチプル・ビジネスの略）

売上収益は962億48百万円（前期比14.0%増）で、当社グループの連結売上収益の11.2%を占めており、事業利益は39億65百万円（同4.9%増）となりました。

ホース配管事業は、北米で自動車の生産が回復したほか、国内では建機向けを中心とした油圧ホース販売が底堅く推移し、売上収益は前期を上回りました。

工業資材事業は、コンベヤベルトの国内販売が前期を大きく上回り、また航空部品も民間航空機向けの補用品需要が回復したことにより、売上収益は前期を上回りました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、成長市場、成長分野および研究開発を中心とした設備投資を実施しました。

タイヤ事業では、新商品の上市およびタイヤの高性能化に対応するため、当社国内工場の製造設備の増強、生産性向上および品質向上等を図りました。海外子会社においても増産のための工場拡張および商品の付加価値向上に向けた投資を実施しました。

MB事業では、ホース配管事業強化の一環として中国の油圧用高圧ホースを中心に生産能力を増強したほか、米国およびメキシコで自動車用ホース配管の生産体制を再編しました。また、国内外の拠点で安全、品質の向上を図りました。

この結果、当期において実施した当社グループの設備投資総額は549億円となりました。

当期中において実施した主な設備投資等は、次のとおりであります。

1) 当期中に完成した主要設備

該当する事項はありません。

2) 当期において継続中の主要設備

<当社>

該当する事項はありません。

<子会社>

子会社名	設備の内容
ATC Tires Private Ltd.	オフハイウェイタイヤ製造設備等
ATC Tires AP Private Ltd.	オフハイウェイタイヤ製造設備等

(3) 資金調達状況

2022年6月6日に、第15回無担保社債170億円および第16回無担保社債130億円を発行しました。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2021年から2023年までの3カ年計画として、中期経営計画「Yokohama Transformation 2023 (YX2023)」の取り組みを2021年度より開始しており、2022年度は中間年となります。

既存事業における強みの「深化」と、大変革時代のニーズに応える新しい価値の「探索」を同時に推進し、次世代の成長に向けた「変革」を図ることを、Yokohama Transformation 2023の位置づけとしております。

各分野での戦略と取り組み内容は、次の通りです。

■タイヤ消費財事業

高付加価値商品の主力であるグローバルフラッグシップタイヤブランド「ADVAN (アドバン)」、SUV・ピックアップトラック用タイヤブランド「GEOLANDAR (ジオランダー)」、そして「ウィンタータイヤ」の販売比率の最大化をテーマに掲げ、①ADVANと GEOLANDARの新車装着の拡大、②補修市場でのリターン販売強化とウィンタータイヤを含む商品のサイズラインアップ拡充、③各地域の市場動向に沿った商品の販売を強化する「商品・地域事業戦略」に取り組んでおります。

2022年度は、LEXUS「RX」、トヨタ自動車「bZ4X」や、日産自動車「フェアレディZ」に「ADVAN」が、LEXUS「LX」に「GEOLANDAR」が装着されました。補修市場においては、2022年度を「ヨコハマ夏の陣」と位置付け、「ADVAN Sport V107」、「ADVAN NEOVA AD09」、また「BluEarth-RV RV03」を新規に発売し、拡販に努めました。その結果、2022年度の高付加価値品比率は42%となり、「ADVAN」「GEOLANDAR」「WINTER」そして18インチ以上についても、2021年度を上回る販売伸張となりました。

■タイヤ生産財事業

CASE、MaaSなど大きな市場変化の取り込みとして新たな提供価値を「探索」し、4つのテーマに取り組んでいます。またOHT（オフハイウェイタイヤ）事業、TBR（トラック・バス用タイヤ）事業の強化に取り組んでいます。

① コスト：

市場の変化に伴うコスト低減への要求の高まりを見越し、インドの乗用車用タイヤ工場を「横浜ゴムグループで最も安くタイヤを作る工場」と位置づけ低コストモデルの確立を目指します。

② サービス：

車両保有の法人化の進展を見越し、タイヤ単体ではなくサービスのセット提供を推進するため、全国の販売・物流ネットワークを活用しサービスカーの導入を拡大することによりサービス体制の強化を進めております。

③ DX：

先進タイヤセンサー開発を加速化し、機能の追加に従い段階的にサービスや顧客を拡大して

いくことで、新たな付加価値サービスを創出するため、かねてよりT.M.S（タイヤマネジメントシステム）による輸送ビジネスのサポートと、乗用車向けTPRSの実証実験によるビジネスモデルの検証を進めてまいりました。

④ 商品ラインアップ：

運輸・物流業界では車両の電動化・無人運転に伴い、運行距離や使用状況に応じて多様な品種のタイヤが求められることが予想されます。この物流の変革に向け、当社の強みである幅広い商品ラインアップをさらに拡充し、市場での優位性を確立します。

OHT事業：「さらなる成長ドライバー」として強化

2021年に「Yokohama Off-Highway Tires」の名のもと、グローバルでの事業統合を行ったOHT事業では、北米など各販路でコスト優位性を生かした増販を行い、厳しい環境の中、2022年度も継続して成長することができました。また、2022年8月より、ヴィシャカバトナム新工場での生産を開始いたしました。なお、2022年3月25日に、スウェーデンに本社を置くTrelleborg ABと、Trelleborg Wheel Systems Holding ABの全株式を取得することで合意しており、買収完了は、各国の競争法に基づく手続きを経た上で、2023年度上期を予定しています。

TBR事業：成長に向けた事業基盤の強化

米国ミシシッピ工場の安定供給の確保に努め、2022年度の実産量は、過去最高となり、YX2023で策定した中期生産計画を達成することが出来ました。また、三重工場では、旺盛な需要対応のため、増産投資を行いました。

■ MB事業

MB事業では「成長性・安定性の高いポートフォリオへの変革」をテーマに掲げ、強みであるホース配管事業と工業資材事業にリソースを集中してMB事業の成長を牽引し、安定収益を確保できる体制の構築に取り組んでいます。2022年度は、ホース配管事業では、自動車用の生産体制再編を米国とメキシコで進め、油圧用では中国工場での増産投資に続き、茨城工場の増産投資を決定しました。工業資材事業では、国内販売を強化し、標準在庫品のラインナップ拡充などに取り組まれました。今後、更なるシェア最大化に向け、平塚製造所の生産能力増強を進めていきます。また、航空部品事業は工業資材事業との事業統合を2022年3月に行い、リソースを集中することで安定した収益を確保することを目指す構造改革を推進しました。

■ 経営基盤

「人事戦略」は人事制度の変革による経営・管理職層のレベル強化や環境変化に迅速に対応できる強い組織作り、従業員の働き方改革などを推進しております。その一環として、2023年3月に本社・平塚製造所の統合を予定しております。「ESG経営」については、「未来への思いやり」をCSRスローガンとし、様々な取り組みを推進しております。カーボンニュートラル

については、2030年に38%削減、2050年にネットゼロとすることを目標に設定しており、2022年度は新城南工場のカーボンニュートラルモデル工場化に着手しました。サーキュラーエコノミーについては、中期目標として2030年に再生可能/リサイクル原料の使用率30%、長期目標としては2050年にサステナブル原料100%を目指しており、2022年度はサステナブル素材を活用したタイヤの実用化に向けた取り組みや、YOKOHAMA千年の杜活動を通じたネイチャーポジティブの取り組みを進めました。今後も環境に配慮した製品の提供に努めるとともに、カーボンニュートラルを達成する取り組みや地域社会に根差した支援活動を推進してまいります。

また、引き続きコーポレートガバナンスのさらなる強化と安心・安全で働きやすい職場作りを目指します。なお、コーポレートガバナンスの強化の取り組みとして、取締役会の監督機能の強化と経営の意思決定の迅速化のため、株主総会の承認を前提に、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

(7) 財産および損益の状況の推移

国際財務報告基準 (IFRS)

区 分	2019年12月期 (第144期)	2020年12月期 (第145期)	2021年12月期 (第146期)	2022年12月期 (第147期) 当連結会計年度
売上収益 (百万円)	650,462	551,090	670,809	860,477
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	41,971	26,312	65,500	45,918
基本的1株当たり 当期利益 (円)	261.61	164.09	408.47	286.38
資産合計 (百万円)	907,560	860,372	984,988	1,151,076

- (注) 1. 第147期につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 自己株式控除後の期中平均発行済株式数により、基本的1株当たり当期利益を算出しております。
3. 第146期より、ハマタイト事業を非継続事業に分類しております。これにより非継続事業からの利益は連結損益計算書上、継続事業と区分して表示しております。これに伴い、2020年12月期の売上収益について、非継続事業を除いた継続事業の金額に組替を行っております。

(8) 重要な子会社の状況 (2022年12月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容	当社の出資比率
(株)ヨコハマタイヤジャパン	490 百万円	タイヤおよび関連商品の販売	91.0%
愛知タイヤ工業(株)	98 百万円	産業車両用タイヤの製造・販売	100.0%
Yokohama Corporation of North America (米国)	89.72 百万米ドル	ヨコハマタイヤコーポレーション等の株式の所有、統括	100.0%
Yokohama Tire Corporation (米国)	30.02 百万米ドル	タイヤおよび関連用品の販売	間接所有 100.0%
Yokohama Tire Manufacturing Mississippi LLC. (米国)	425.75 百万米ドル	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama Tire Manufacturing Virginia LLC. (米国)	90.75 百万米ドル	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama Tire Philippines, Inc. (フィリピン)	117.5 百万米ドル	タイヤおよび関連用品の製造・販売	100.0%
Yokohama Tire Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)	5,886.9 百万バーツ	タイヤおよび関連用品の製造・販売	100.0%
杭州優科豪馬輪胎有限公司 (中国)	644.49 百万元	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
優科豪馬橡膠有限公司 (中国)	1,833.30 百万元	杭州優科豪馬輪胎有限公司、蘇州優科豪馬輪胎有限公司等の株式の所有、統括	100.0%
蘇州優科豪馬輪胎有限公司 (中国)	1,394.59 百万元	タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
LLC Yokohama R.P.Z. (ロシア)	5,691.45 百万ルーブル	タイヤの製造・販売	99.99% 間接所有 0.00%
Yokohama Tyre Vietnam Inc. (ベトナム)	183,974.60 百万ベトナムドン	タイヤの製造・販売	100.0%
Yokohama India Private Limited (インド)	3,924.24 百万インドルピー	タイヤの製造・販売	100.0%

会 社 名	資 本 金	主 要 な 事 業 内 容	当社の出資比率
横浜ゴムMBジャパン(株)	167.5 百万円	工業用品の販売	100.0%
Yokohama Industries Americas Ohio Inc. (米国)	4 百万米ドル	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama Industries Americas Inc. (米国)	7.37 百万米ドル	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama Industries Americas de Mexico, S. de R.L. de C. V. (メキシコ)	1.5 百万米ドル	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
協機工業股份有限公司 (中華民国)	249 百万台湾ドル	工業用品の製造・販売	49.0%
山東横浜橡膠工業製品有限公司 (中国)	154.53 百万元	工業用品の製造・販売	間接所有 77.02%
杭州優科豪馬橡膠製品有限公司 (中国)	300.11 百万元	工業用品の製造・販売	間接所有 100.0%
PT. Yokohama Industrial Products Manufacturing Indonesia (インドネシア)	24.5 百万米ドル	工業用品の製造・販売	99.49% 間接所有 0.51%
Yokohama Rubber (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)	120 百万バーツ	工業用品の製造・販売	79.75%
ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)	1 円	Alliance Tire Company Ltd., ATC Tires Private Ltd. 等の株式の所有	100.0%
Alliance Tire Company Ltd. (イスラエル)	150 新シエケル	農業機械用等タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
ATC Tires Private Ltd. (インド)	1,346 百万インドルピー	農業機械用等タイヤの製造・販売	間接所有 100.0%
Yokohama Rubber Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)	20 百万米ドル	タイヤ用原材料の調達・販売	100.0%

2) 特定完全子会社の状況

名称	所在地	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)	東京都	154,455百万円	725,594百万円

(9) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、下記の製品の製造・販売を行っております。

事業	主要製品
タイヤ	乗用車用、トラック・バス用、農業機械用、産業車両用、建設車両用、林業機械用、タイヤ関連用品ほか
M B	コンベヤベルト、各種ホース、航空機用ゴム・金属・複合材商品ほか
その他	スポーツ用品ほか

(注) 当連結会計年度より、事業セグメント「ATG」は「タイヤ」に集約されております。

(10) 主要な営業所および工場 (2022年12月31日現在)

1) 当社

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都	三島工場	静岡県	尾道工場	広島県
平塚製造所	神奈川県	新城工場	愛知県	長野豊丘工場	長野県
三重工場	三重県	茨城工場	茨城県		

2) 子会社

国内

会社名	所在地
(株)ヨコハマタイヤジャパン	東京都
愛知タイヤ工業(株)	愛知県
横浜ゴムMBジャパン(株)	東京都
ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)	東京都

海外

会 社 名	所 在 地
Yokohama Corporation of North America	米国 カリフォルニア州
Yokohama Tire Corporation	米国 カリフォルニア州
Yokohama Tire Manufacturing Mississippi LLC.	米国 ミシシッピ州
Yokohama Tire Manufacturing Virginia LLC.	米国 バージニア州
Yokohama Tire Philippines, Inc.	フィリピン クラーク 特別経済区
Yokohama Tire Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ ラヨン県
杭州優科豪馬輪胎有限公司	中国 浙江省
優科豪馬橡膠有限公司	中国 上海市
蘇州優科豪馬輪胎有限公司	中国 江蘇省
LLC Yokohama R.P.Z.	ロシア リベツク 特別経済区
Yokohama Tyre Vietnam Inc.	ベトナム ビンジュン省
Yokohama India Private Limited	インド ハリアナ州
Yokohama Industries Americas Ohio Inc.	米国 オハイオ州
Yokohama Industries Americas Inc.	米国 ケンタッキー州
Yokohama Industries Americas de Mexico, S. de R.L. de C. V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
協機工業股份有限公司	中華民国 桃園県
山東横浜橡膠工業製品有限公司	中国 山東省
杭州優科豪馬橡膠製品有限公司	中国 浙江省
PT.Yokohama Industrial Products Manufacturing Indonesia	インドネシア バタム島
Yokohama Rubber (Thailand) Co.,Ltd.	タイ ラヨン県
Alliance Tire Company Ltd.	イスラエル ハイファ地区
ATC Tires Private Ltd.	インド マハーラーシュトラ州
Yokohama Rubber Singapore Pte. Ltd.	シンガポール

(11) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
タ イ ヤ	23,883名	4,785名増
M B	3,415名	90名増
そ の 他	1,170名	14名減
合 計	28,468名	1,246名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 「タイヤ」における従業員増加の主な理由は、従来、事業セグメントとしていた「タイヤ」「MB」「ATG」のうち、「ATG」につきまして、当連結会計年度より「タイヤ」に集約したことによるものであります。なお、前連結会計年度の「ATG」の従業員数は3,615名であります。

(12) 当社の主要な借入先（2022年12月31日現在）

借 入 先	借入額（百万円）
(株)みずほ銀行	42,058
(株)横浜銀行	23,233
農林中央金庫	11,527

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
(2) 発行済株式の総数 169,549,081株
(自己株式 8,851,231株を含む)
(3) 株主数 16,577名（前期末比 909名減）
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	26,517	16.50
日本ゼオン(株)	16,270	10.12
(株)日本カストディ銀行（信託口）	14,655	9.11
朝日生命保険相互会社	10,905	6.78
(株)みずほ銀行	6,130	3.81
第一生命保険(株)	2,660	1.65
(株)横浜銀行	2,499	1.55
SMBC日興証券(株)	2,370	1.47
横浜ゴム取引先持株会	2,215	1.37
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 受託者 (株)日本カストディ銀行	1,858	1.15

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年12月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
山石昌孝	代表取締役社長	タイヤ公正取引協議会会長 一般社団法人日本自動車タイヤ協会会長
松尾剛太	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 兼 経理部担当 兼 CSR本部長 兼 IT企画本部担当 兼 PRGR担当	
Nitin Mantri	取締役 常務執行役員 兼 OHT事業部長	ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株) 代表取締役CEO 兼 Yokohama India Private Limited 取締役会長
中村 亨	取締役 執行役員 タイヤ生産本部長	
中山靖夫	取締役 執行役員 MB事業本部長 兼 ホース配管事業部長	
清宮眞二	取締役 執行役員 技術統括 兼 品質保証本部担当 兼 タイヤ製品開発本部長	
岡田秀一	取締役	石油資源開発(株)特別顧問
竹中宣雄	取締役	一般社団法人環境共生住宅推進協議会会長 一般財団法人住宅生産振興財団理事長 一般社団法人高齢者住宅協会会長
河野宏和	取締役	慶應義塾大学教授
堀 雅寿	取締役	
金子裕子	取締役	早稲田大学商学大学院教授
三上 修	常任監査役（常勤）	
内田寿夫	監査役（常勤）	
亀井 淳	監査役	(株)パートナーズ企画代表取締役
清水 恵	監査役	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
木村博紀	監査役	朝日生命保険相互会社代表取締役社長

- (注) 1. 2022年3月30日開催の第146回定時株主総会において、清宮眞二氏および金子裕子氏が取締役新たに選任され、就任しました。
2. 野呂政樹氏および山根 節氏は、2022年3月30日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。
3. 取締役 岡田秀一氏、竹中宣雄氏、河野宏和氏、堀 雅寿氏および金子裕子氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 亀井 淳氏、清水 恵氏および木村博紀氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社の経営企画部門および経理部門にて、財務および会計に関する業務をそれぞれ経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 岡田秀一氏、竹中宣雄氏、河野宏和氏、堀 雅寿氏および金子裕子氏、監査役 亀井 淳氏および木村博紀氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 2022年12月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位 お よ び 担 当
瀧 本 眞 一	専務執行役員 Yokohama Corporation of North America取締役社長 兼 CEO 兼 Yokohama Tire Corporation取締役会長 兼 Yokohama Tire (Canada) Inc.取締役CEO 兼 Yokohama Tire Mexico S.de R.L.de C.V.取締役CEO
Jeff Barna	専務執行役員 Yokohama Tire Corporation取締役社長 兼 CEO
山 本 忠 治	常務執行役員 社長補佐 兼 タイヤ物流本部長
宮 本 知 昭	常務執行役員 タイヤ国内リプレイス営業本部長 兼 (株)ヨコハマタイヤジャパン取締役
矢羽田 雄 彦	常務執行役員 (株)ヨコハマタイヤジャパン代表取締役社長 兼 タイヤ国内リプレイス営業副本部長
中 村 善 州	常務執行役員 タイヤ海外営業本部長 兼 Yokohama Asia Co.,Ltd. 取締役会長
結 城 正 博	執行役員 Yokohama Rubber (China) Co., Ltd.取締役会長 兼 Yokohama Tire Sales (Shanghai) Co., Ltd.取締役会長 兼 Hangzhou Yokohama Tire Co., Ltd.取締役会長 兼 Suzhou Yokohama Tire Co., Ltd.取締役会長 兼 Yokohama Industrial Products - Hangzhou Co., Ltd.取締役会長 兼 Yokohama Industrial Products Sales—Shanghai Co., Ltd.取締役会長 兼 Shandong Yokohama Rubber Industrial Products Co., Ltd.取締役副会長

氏 名	地 位 お よ び 担 当
塩 入 博 之	執行役員 Yokohama Europe GmbH取締役会長 兼 Yokohama Scandinavia AB取締役会長 兼 Yokohama H.P.T. Ltd.取締役会長 兼 Yokohama Iberia, S.A.取締役会長 兼 Yokohama France S.A.S.取締役会長 兼 Yokohama Danmark A/S取締役社長 兼 Yokohama Suisse SA取締役社長 兼 Yokohama CEE Spółka z.o.o.取締役社長
藤 津 聡	執行役員 タイヤ直需営業本部長
梁 取 和 人	執行役員 調達本部長 兼 原料調達部長 兼 Yokohama Rubber Singapore Pte. Ltd.取締役社長
楢 林 浩 行	執行役員 品質保証本部長
森 本 剛 央	執行役員 Yokohama Tire Manufacturing Mississippi, LLC. 取締役会長兼社長
石 光 真 吾	執行役員 人事部長 兼 ヨコハマピアサポート(株)代表取締役社長 兼 ヨコハマビジネスアソシエーション(株)代表取締役社長 兼 横浜ゴム健康保険組合代表取締役社長 兼 横浜ゴム生活協同組合代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 取締役報酬

①基本方針、算定方法および決定の方法

当社は取締役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、透明性と公平性を確保すべく、諮問機関である役員人事・報酬委員会を設置し、その審議のうえ取締役会にて決定するというものであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、内容が当該方針と整合していることを確認し、当該方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の取締役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第137回定時株主総会で定められた年額570百万円以内、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

②報酬体系

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬となる基本報酬、短期の業績連動報酬として「会社業績（会社の業績とそれに応じた個人業績等）の対公表値および業績の伸長率等の達成度と連動した賞与、および、取締役（社外取締役を除く）に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、2018年3月29日開催の第142回定時株主総会の決議により導入した、中長期の業績連動報酬となる譲渡制限付株式報酬から構成されています。この譲渡制限付株式報酬に関する報酬の総額は、①の報酬限度額とは別枠として年額300百万円以内、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

また、第146期事業年度より、当社の社外取締役を除く取締役、および執行役員について、中期経営計画の定量目標の達成意欲を従来以上に高めることを目的として、2021年2月1日の役員人事・報酬委員会および同年2月19日の取締役会を経て、中期業績連動報酬制度を導入しております。

③役位ごとの固定報酬と短期・中長期の業績連動報酬の支給割合

役職毎の各報酬の支給割合は、毎年の業績に応じて変動いたします。

2) 監査役報酬

①基本方針および算定方法

当社は監査役等の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は、監査の透明性と公平性に加え、経営からの独立性を確保すべく、監査役会の審議を経て、常任監査役が決定するというものであります。なお、当社の監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第131回定時株主総会で定められた年額100百万円以内、当該定時株主総会終結時点の監査役の

員数は5名です。

②報酬体系

監査役の報酬は、固定報酬と賞与（社外監査役を除く）で構成することとしております。

取締役および監査役の報酬等

取締役13名 479百万円（うち社外取締役6名 54百万円）

監査役5名 91百万円（うち社外監査役3名 25百万円）

- (注) 1. 報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の額（110百万円）および今後支給予定の当事業年度に係る役員賞与の額（取締役73百万円、監査役20百万円）を含めております。
2. 人員数および報酬等の額には、2022年3月30日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
3. 譲渡制限付株式報酬の交付状況は、対象となる取締役6名に対し、自己株式の処分により普通株式67,160株の割当てをいたしました。

(5) 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
社外取締役	岡 田 秀 一	石油資源開発(株)特別顧問
	竹 中 宣 雄	一般社団法人環境共生住宅推進協議会会長 一般財団法人住宅生産振興財団理事長 一般社団法人高齢者住宅協会会長
	河 野 宏 和	慶應義塾大学教授
	堀 雅 寿	—
	金 子 裕 子	早稲田大学商学学術院教授
社外監査役	亀 井 淳	(株)パートナーズ企画代表取締役
	清 水 恵	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
	木 村 博 紀	朝日生命保険相互会社代表取締役社長

(注) 社外監査役木村博紀氏の兼職先である朝日生命保険相互会社は、当社と金銭借入の取引があります。また、同社は、当社株式10,905千株（議決権比率6.79%）を有する株主であります。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会および監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	岡 田 秀 一	取締役会：全17回に出席	経済・社会など企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき、国際的な視点からの提言や意見表明を積極的に行っています。
	竹 中 宣 雄	取締役会：17回中15回に出席	主に長年に亘る企業経営の経験および豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。
	河 野 宏 和	取締役会：全17回に出席	主に長年に亘る研究者としての経験や知見に基づく提言や意見表明を積極的に行っています。
	堀 雅 寿	取締役会：全17回に出席	長年に亘る企業経営の経験および豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。
	金 子 裕 子	取締役会：就任後の13回中11回に出席	長年に亘る公認会計士、および研究者としての経験や知見に基づく提言や意見表明を積極的に行っています。
社外監査役	亀 井 淳	取締役会：17回中16回に出席 監査役会：全7回に出席	長年に亘る企業経営の経験および豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。
	清 水 恵	取締役会：全17回に出席 監査役会：全7回に出席	弁護士としての経験や知見に基づいて主に法律的な観点から提言や意見表明を積極的に行っています。
	木 村 博 紀	取締役会：17回中15回に出席 監査役会：全7回に出席	主に企業の経営および経理・財務に関する豊富な知見に根ざした提言や意見表明を積極的に行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	137百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	213百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはそれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、IFRSに関する助言業務等を委託した対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、監査役会規則に基づき、会計監査人の職務遂行状況を総合的に判断し、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで、重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会で審議し、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合においても、会計監査人の解任または不再任につき審議し、監査役会が解任・再任を決定いたします。監査役会全員の同意に基づき解任を決定した場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

該当する事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会における決議により、「内部統制システムの基本方針」を定めております。

その内容は次のとおりです。

(1) 当社および当社グループ会社各社（以下、総称して「当社グループ」といいます）の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役および従業員は、法令および定款を遵守し、また横浜ゴムグループの「企業理念」「行動指針」に従い、忠実に職務を果たします。
さらに、上記「行動指針」に反社会的勢力や団体とは一切の関係を遮断することを定め、毅然とした態度で反社会的勢力を排除しています。
- ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会およびその実行部門としてのコンプライアンス推進室を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を取締役会および監査役に報告しています。
- ③ 当社の内部監査部門は、コンプライアンス担当部署と連携のうえ、当社グループへの内部監査を実施しています。
- ④ 当社グループ（国内）の取締役および従業員は、内部通報窓口としてのコンプライアンス・ホットラインを利用して当社のコンプライアンス推進室または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができ、通報をしたことによって不利益な取り扱いを受けないことが確保されています。
- ⑤ 当社は、当社グループに重大な法令もしくは定款違反またはその他コンプライアンスに係る重大な事実が発見された場合、直ちにコンプライアンス委員会を招集し、委員長および監査役に報告のうえ、外部専門家等と協力しながら解決を図る体制を構築しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の重要な情報について、「文書管理規則」、「営業秘密管理規則」、「個人情報管理規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、適切に作成、保存および管理しています。
- ② 当社の取締役および監査役は、常時これら保存された情報を閲覧できるものとしています。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループを取り巻くリスクからの防衛体制を強固なものとすべく、CSR担当役員を議長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、「リスクマネジメント委員会規則」に基づき、経営に重大な影響を及ぼすリスクを横断的に管理し、適切に対応しています。

- ② 当社は、当社グループのコンプライアンス、安全衛生、災害、環境、情報セキュリティ、輸出管理等に係わるそれぞれのリスクカテゴリーごとに専門の委員会を設置し、リスクの管理を行っています。
また、随時、当社グループの業務執行に関するリスクを特定し、見直すとともに、リスク管理体制の見直しも行っていきます。
- ③ 前項に基づき設置された各委員会の事務局は、自委員会が所管するリスクの管理状況について、定期的に、取締役会や経営会議等において報告しています。
- ④ 当社は、当社グループにおいてリスク事象が発生した場合は、直ちに当該事象に対応する委員会を招集し、委員長および監査役に報告のうえ、外部専門家等と協力しながら解決を図る体制を構築しています。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図っています。
- ② 当社は、取締役会の運営を定める「取締役会規則」および社内各組織の機能や運営基準を定める社則を定め、これら規則に基づいて取締役会を開催しています。
- ③ 当社は、当社グループの経営方針および経営戦略に係わる重要事項については、「経営会議規則」に基づき、経営会議にて十分に審議したうえで、取締役会に諮っています。
- ④ 当社は、当社グループの経営計画を定め、この目標達成に向けて取締役および各部門が実施すべき具体的な課題および施策を明確化しています。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの予算は、当社の経営会議での承認を得たうえで執行されています。そして、当社グループの事業内容は、定期的に取締役会および経営会議に報告されています。
- ② 当社は、「関係会社会計処理要領」の規定に基づき、当社グループの決算を実施しています。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループに対して、会計監査、業務監査およびコンプライアンス監査を計画的に実施し、その結果を取締役、監査役および担当部署に報告する体制を構築しています。
- ④ 当社は、当社グループ会社各社が所属する事業部門に、各グループ会社の内部統制を担当する部署を定め、特定のグループ会社において問題が発生した場合は、当該グループ会社が自ら当該部署に報告する仕組みを構築しています。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき従業員（以下「監査役付従業員」といいます）が設置された場合における当該監査役付従業員に関する体制

当社は、監査役の要請に応じて、「監査役監査基準」に基づき、監査役の職務を補助するための人員として監査役付従業員を配置しています。

(7) 当社の監査役付従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、「監査役監査基準」に基づき、監査役付従業員について、当社の取締役からの独立性を確保しています。
- ② 監査役付従業員の人事異動、人事評価等については、当社の監査役の意見を尊重し、同意を必要としています。
- ③ 監査役付従業員は、当社の業務執行にかかる役職を兼務していません。
- ④ 監査役付従業員は、当社の監査役に同行し、または監査役の指示を受けて、当社の会計監査人や当社グループ会社各社の監査役と定期的に意見交換をする場に参加し、必要とする資料の提出を要求するなど、情報を収集する権限が付与されています。

(8) 当社グループの取締役および従業員ならびに当社グループ会社各社の監査役が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、各委員会、およびその他の重要な会議に出席し、業務執行に関する報告を受けています。
- ② 前項に加え、当社の監査役の要請があった場合は、取締役および従業員ならびに当社グループ会社各社の取締役、監査役および従業員は、「監査役監査基準」に基づき、当社の監査役に必要な報告を行うものとしています。
- ③ 当社の監査役は、各部門および当社グループ会社各社への計画的なヒヤリングを通じて、当社グループの情報を入手し、実態を把握しています。
- ④ 当社グループは、本条各項にしたがって当社の監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはないことを確保する体制を整えています。
- ⑤ 当社の監査役は、年2回開催される「グループ監査役会」において、当社グループ会社各社（国内）の監査役から情報を入手し、実態を把握しています。

(9) その他当社の監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、当社グループの代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、協議しています。
- ② 当社の監査役は、当社の取締役会にて「監査役監査基準」に基づいた監査方針の説明を行い、経営に対して実施する監査の重点事項を説明しています。
- ③ 当社は、法令違反、コンプライアンス上の問題、内部通報に関する問題および当社の業務に影響を与える重要な事項が発生した場合、当社の取締役が、ただちに監査役に報告する体制を確保しています。
- ④ 当社は、当社の監査役への職務の執行上必要と認める費用の前払または償還について、監査役への請求等に従い、速やかに処理します。

以上の方針に基づき、当事業年度中に実施した内部統制システムの主な運用状況は、次のとおりです。

(1) 当社および当社グループ会社各社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社のコンプライアンス委員会は、定期開催され、方針どおりに行われていることを確認しました。また、コンプライアンスにかかる活動状況（2022年度上期分）は、2022年11月開催のCSR会議にて報告されております。
- ・「コンプライアンス内部通報規則」において、報告者が不利な取扱いを受けない体制の確保について、明確化されていることを確認しました。
併せて、国内の連結子会社についても内部通報に関する規則が制定（報告者が不利益な取扱いを受けない体制の確保）されていることを確認しました。
- ・2022年度の当社グループ（国内）の取締役および従業員による内部通報に関する事項は、2023年2月開催の取締役会にて報告されております。
- ・当社の内部監査部門が、当社グループの監査を実施（16件）していることを監査報告会議事録により確認しました。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の各会議・委員会（取締役会、経営会議、CSR会議、コンプライアンス委員会、中央防災会議、環境推進会議、リスクマネジメント委員会等）の議事録は、方針どおりに適切に作成、保存および管理されていることを確認しました。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の各会議・委員会（CSR会議、コンプライアンス委員会、中央防災会議、環境推進会議、リスクマネジメント委員会等）は、定期的で開催され、それぞれが所管する当社グループのリスクについて、方針どおりに適切に管理および対応していることを確認しました。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役会および経営会議が、方針どおりに行われていることを確認しました。
- ・2022年5月および11月に開催された当社役員全体会議（役員合宿）において、当社グループの経営計画にかかる目標達成に向けて実施すべき具体的な課題および施策が明確化されました。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループの予算審議・重要案件の審議は、方針どおり行われていることを確認しました。
- ・当社グループのコンプライアンス体制が方針どおり確保されていることを確認しました。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき従業員が設置された場合における当該監査役付従業員に関する体制

監査役付従業員は、「監査役監査基準」に基づき、1名設置されております。

(7) 当社の監査役付従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

「監査役会規則」、「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役付従業員の独立性と職務権限の確保について、明確化されていることを確認しました。

(8) 当社グループの取締役および従業員ならびに当社グループ会社各社の監査役が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役による「役員ヒアリング」を実施（対象者20名）していることを確認しました。これは、従来の部門監査とは異なり、監査役が、各役員に経営、業務執行の観点からヒアリングを行い、取締役の職務執行を監査する目的も含まれています。
- ・ 常勤監査役は、すべての取締役会（17回開催）、経営会議Ⅰ（12回開催）および経営会議Ⅱ（37回開催）に出席しました。また、取締役会における社外監査役の監査状況を確認しました。
- ・ 監査役による監査は、部門監査、事業所監査、関連子会社監査（国内外）、決算監査について、方針どおり計画的に行われていることを確認しました。
- ・ 監査室による監査内容は、監査役へすべて報告されており、方針どおりの報告体制であることを確認しました。
- ・ 「コンプライアンス内部通報規則」、「監査役会規則」、「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、報告者が不利益な取扱いを受けない体制の確保について、明確化されていることを確認しました。
併せて、国内の連結子会社についても内部通報に関する規則が制定（報告者が不利益な取扱いを受けない体制の確保）されていることを確認しました。
- ・ 常勤監査役は、グループ監査役会において、当社グループ会社（国内）各社の監査役から報告を受けていることを確認しました。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を実施しました。
- ・ 監査役は、取締役会において「監査方針」等を説明し、また、すべての取締役会、経営会議およびコンプライアンス委員会に出席し、報告を受けていることを確認しました。
- ・ 監査役と代表取締役との定期会合は、計2回実施されました。
- ・ 「監査役会規則」、「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役の職務の執行上発生する費用の処理方法について明文化されていることを確認しました。
- ・ 監査の実効性が方針どおり確保されていることを確認しました。

~~~~~  
(注) 事業報告に記載の金額は、表示単位未満を四捨五入して記載しております。

# 連結財政状態計算書

(2022年12月31日現在)

| 科 目              | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------|------------------|------------------------|------------------|
| (資 産)            | 百万円              | (負 債)                  | 百万円              |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>503,980</b>   | <b>流 動 負 債</b>         | <b>294,508</b>   |
| 現金及び現金同等物        | 75,572           | 営業債務及びその他の債務           | 78,131           |
| 営業債権及びその他の債権     | 193,749          | 社債及び借入金                | 117,480          |
| その他の金融資産         | 3,594            | その他の金融負債               | 24,470           |
| 棚卸資産             | 216,392          | 未払法人所得税                | 8,581            |
| その他の流動資産         | 14,673           | その他の流動負債               | 65,846           |
| <b>非 流 動 資 産</b> | <b>647,097</b>   | <b>非 流 動 負 債</b>       | <b>233,447</b>   |
| 有形固定資産           | 372,933          | 社債及び借入金                | 121,221          |
| のれん              | 104,244          | その他の金融負債               | 36,901           |
| 無形資産             | 37,168           | 退職給付に係る負債              | 15,584           |
| その他の金融資産         | 112,804          | 繰延税金負債                 | 48,702           |
| 繰延税金資産           | 8,140            | その他の非流動負債              | 11,038           |
| その他の非流動資産        | 11,808           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>527,955</b>   |
|                  |                  | (資 本)                  |                  |
|                  |                  | 親会社の所有者に帰属する持分合計       | <b>614,424</b>   |
|                  |                  | 資 本 金                  | 38,909           |
|                  |                  | 資 本 剰 余 金              | 31,308           |
|                  |                  | 利 益 剰 余 金              | 432,224          |
|                  |                  | 自 己 株 式                | △11,650          |
|                  |                  | その他の資本の構成要素            | 123,633          |
|                  |                  | <b>非 支 配 持 分</b>       | <b>8,698</b>     |
|                  |                  | <b>資 本 合 計</b>         | <b>623,121</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>1,151,076</b> | <b>負 債 及 び 資 本 合 計</b> | <b>1,151,076</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結損益計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

| 科 目                  | 金 額            |
|----------------------|----------------|
|                      | 百万円            |
| <b>売 上 収 益</b>       | <b>860,477</b> |
| 売 上 原 価              | △572,803       |
| <b>売 上 総 利 益</b>     | <b>287,674</b> |
| 販売費及び一般管理費           | △217,585       |
| <b>事 業 利 益</b>       | <b>70,089</b>  |
| そ の 他 の 収 益          | 2,266          |
| そ の 他 の 費 用          | △3,504         |
| <b>営 業 利 益</b>       | <b>68,851</b>  |
| 金 融 収 益              | 10,341         |
| 金 融 費 用              | △7,571         |
| <b>税 引 前 当 期 利 益</b> | <b>71,622</b>  |
| 法 人 所 得 税 費 用        | △24,473        |
| <b>当 期 利 益</b>       | <b>47,149</b>  |
| <b>当 期 利 益 の 帰 属</b> |                |
| 親 会 社 の 所 有 者        | 45,918         |
| 非 支 配 持 分            | 1,231          |
| <b>当 期 利 益</b>       | <b>47,149</b>  |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結持分変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                            | 親会社の所有者に帰属する持分 |        |         |         |              |               |
|----------------------------|----------------|--------|---------|---------|--------------|---------------|
|                            | 資本金            | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自己株式    | その他の資本の構成要素  |               |
|                            |                |        |         |         | 在外営業活動体の換算差額 | キャッシュ・フロー・ヘッジ |
| 2022年1月1日残高                | 38,909         | 31,261 | 391,949 | △11,758 | 16,790       | 2,336         |
| 当期利益                       |                |        | 45,918  |         |              |               |
| その他の包括利益                   |                |        |         |         | 56,063       | △1,253        |
| 当期包括利益                     | -              | -      | 45,918  | -       | 56,063       | △1,253        |
| 自己株式の取得                    |                |        |         | △2      |              |               |
| 自己株式の処分                    |                | 0      |         | 0       |              |               |
| 株式報酬取引                     |                | 27     |         | 110     |              |               |
| 剰余金の配当                     |                |        | △10,603 |         |              |               |
| 支配の喪失とならない子会社に対する非支配株主との取引 |                | 20     |         |         |              |               |
| 利益剰余金への振替                  |                |        | 4,962   |         |              |               |
| その他                        |                |        | △1      |         |              |               |
| 所有者との取引額等合計                | -              | 47     | △5,643  | 108     | -            | -             |
| 2022年12月31日残高              | 38,909         | 31,308 | 432,224 | △11,650 | 72,854       | 1,083         |

|                            | 親会社の所有者に帰属する持分                |            |         |         | 非支配持分 | 資本合計    |
|----------------------------|-------------------------------|------------|---------|---------|-------|---------|
|                            | その他の資本の構成要素                   |            |         | 合計      |       |         |
|                            | その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動 | 確定給付制度の再測定 | 合計      |         |       |         |
| 2022年1月1日残高                | 55,825                        | -          | 74,952  | 525,312 | 7,646 | 532,958 |
| 当期利益                       |                               |            | -       | 45,918  | 1,231 | 47,149  |
| その他の包括利益                   | △2,283                        | 1,115      | 53,643  | 53,643  | 312   | 53,955  |
| 当期包括利益                     | △2,283                        | 1,115      | 53,643  | 99,561  | 1,542 | 101,104 |
| 自己株式の取得                    |                               |            | -       | △2      |       | △2      |
| 自己株式の処分                    |                               |            |         | 0       |       | 0       |
| 株式報酬取引                     |                               |            |         | 137     |       | 137     |
| 剰余金の配当                     |                               |            |         | △10,603 | △573  | △11,177 |
| 支配の喪失とならない子会社に対する非支配株主との取引 |                               |            |         | 20      | △55   | △35     |
| 利益剰余金への振替                  | △3,847                        | △1,115     | △4,962  | -       |       | -       |
| その他                        |                               |            | -       | △1      | 138   | 137     |
| 所有者との取引額等合計                | △3,847                        | △1,115     | △4,962  | △10,450 | △490  | △10,940 |
| 2022年12月31日残高              | 49,695                        | -          | 123,633 | 614,424 | 8,698 | 623,121 |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しております。

### 2. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 109社

主要会社名：(株)ヨコハマタイヤジャパン、横浜ゴムMBジャパン(株)  
Yokohama Tire Corporation、ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株) 他

#### (2) 当連結会計年度の連結子会社の変動は、次の通りであります。

(増加) 1社 Yokohama Tyre Sales Malaysia Sdn. Bhd. (新規連結)

(減少) 1社 ヨコハマゴム・ファイナンス株式会社 (合併による減少)

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① デリバティブ以外の金融資産

##### (i) 当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。金融資産は償却原価で測定される金融資産と、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類し、当初認識時にその分類を決定しております。金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融商品は公正価値で測定される金融資産に分類しております。公正価値で測定される資本性金融資産は、その他の包括利益を通じて認識することを選択する場合には、その指定を行い、取消不能なものとして継続的に適用しております。

公正価値で測定される負債性金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類し、満たさない場合は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

#### (ii) 事後測定

償却原価で測定される金融資産は、実効金利法による償却原価により測定しております。

公正価値で測定される資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したもののについては、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しており、当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。

また、公正価値で測定される負債性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると分類したものについては、公正価値の変動額を、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産からの配当金については、金融収益として認識しております。

#### (iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いております。各期末日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しており、当該信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。また、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。但し、営業債権等については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、期末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏づけ可能な情報

#### (iv) 認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅する場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値が実質的に移転する場合に、金融資産の認識を中止しております。

## ② デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で事後測定しております。デリバティブの公正価値の変動額についての会計処理は、適格なヘッジ手段に指定される場合はヘッジ目的とヘッジ指定により決定され、適格なヘッジ手段に指定されない場合のデリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しております。

( i ) ヘッジ会計の適格要件

当社グループは、ヘッジの開始時点において、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びにこれらのヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジの開始時及びヘッジ期間中に、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係があること、信用リスクの影響が経済的關係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、並びにヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることのすべてを満たすことを継続的に評価しております。

( ii ) ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ取引の会計処理

・公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係るデリバティブの公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ヘッジ対象に係る公正価値の変動額はヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益として認識しております。

・キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に関する公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分はその他の包括利益として認識し、ヘッジ有効部分以外は純損益として認識しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼす期間と同一期間において、連結包括利益計算書においてその他の包括利益から控除し、ヘッジ対象と同一の項目で純損益に振り替えております。

ヘッジがヘッジ会計の有効性を満たさなくなった場合、ヘッジ指定が取り消された場合、又はヘッジ手段が消滅、売却、終了、又は行使された場合には、ヘッジ会計の適用を中止しております。

( iii ) ヘッジ会計の要件を満たさないデリバティブ取引の会計処理

ヘッジ目的で保有しているデリバティブのうちヘッジ会計の要件を満たしていないものについて、これらのデリバティブの公正価値の変動はすべて即時に純損益で認識しております。

③ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額により測定しております。原価の算定に当たっては主として加重平均法を使用しております。

( 2 ) 有形固定資産、のれん及び無形資産、リースの評価基準、評価方法並びに減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、当該資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用及び適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入費用が含まれております。

有形固定資産の取得後に発生した支出については、当該支出に関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、当該支出が信頼性をもって測定できる場合に限り、資産として認識しております。

有形固定資産を当初認識時に取得原価で認識しており、測定に原価モデルを採用しております。

減価償却については、見積耐用年数にわたり、定額法を採用しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具並びに工具、器具及び備品 2年～10年

資産の減価償却方法、残存価額及び見積耐用年数は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分により発生する利得及び損失は、処分金額と当該資産の帳簿価額との差額により算出され、純損益に含めております。

## ② のれん及び無形資産

### (i) のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。のれんは償却を行わず、減損テストを実施しております。減損については「(3) 非金融資産の減損」に記載をしております。

### (ii) その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しており、企業結合で取得した無形資産は取得日現在における公正価値で測定しております。無形資産の認識後の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。耐用年数を確定できる無形資産については、それぞれ見積耐用年数にわたって、定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

顧客関係資産 13年

ソフトウェア 主として5年

資産の償却方法、残存価額及び見積耐用年数は期末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

## ③ リース

使用権資産は、リース期間にわたり定期的に、減価償却を行っております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区別して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

## (3) 非金融資産の減損

各資産について減損の兆候の有無の判定を行い、ある事象や状況の変化によりその帳簿価額が回収不可能であるような兆候がある場合、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できない無形資産及びのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。

減損テストは、資産又は資金生成単位ごとに回収可能価額を見積もり、帳簿価額と比較することによって行っております。減損テストを実施する際には、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に独立して識別可能な最小単位でグループ分けしております。のれんについては、企業結合のシナジーによる便益を得ることが期待される各資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。回収可能価額とは、資産の売却費用控除後の公正価値と、使用価値のいずれか高い金額にしております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。

のれんを除く、過去に減損を認識した有形固定資産及び無形資産については、期末日において減損が戻り入れとなる可能性について評価を行っております。

## (4) 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額について信頼性をもって見積もることができる場合に引当金を計上しております。引当金は、貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該債務に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。

#### (5) 収益

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：別個の履行義務へ取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に、収益を認識する。

当社グループは、タイヤ、MB及びその他の事業を有する製造業であり、タイヤ事業を中心に複数のビジネスを行っております。これらのビジネスでは、当社グループ自体が顧客との契約主体としております。

タイヤ、MBいずれの事業においても、主要な顧客である自動車メーカー、小売業者、その他の事業者に対して計上される収益の履行義務は、当社グループの製品が顧客へ納品された時点で充足されるものであり、この時点で収益を計上しております。これは当社グループの製品が納品された時点で、顧客は自己の意思で製品を使用、売却することができるようになり、そこから生じる便益を得ることができることから、製品の支配が移転したと考えられるためです。

顧客への納品後、主として6ヶ月以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループは、タイヤ、MBいずれの事業においても、各顧客との取引開始時点で製品の取引価格を決定しております。取引には数か月から1年までの一定期間の取引数量等に応じた割戻しや販売手数料を支給するものがあり、これらの変動対価の金額は契約条件等に基づき見積もり取引価格を調整しており、この調整に係る返金負債は「その他の金融負債」に含まれております。

タイヤ、MBいずれの事業においても、製品保証は、販売時に存在していた欠陥を修理する以上のサービスを提供する等のサービス型の製品保証は提供していないため、製品保証を独立した履行義務として区別せず、取引価格の一部を製品保証に配分しておりません。

タイヤ事業において、主として日本で販売する冬季用タイヤ製品は、冬から春にかけて返品を受けるなど収益の戻入れが生じるため、将来、返品が見込まれる部分を見積もって収益を減額し、返品される製品を回収する権利について返品資産を認識し「その他の流動資産」に計上しております。

## (6) 従業員給付

### ① 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び年次有給休暇などの短期従業員給付については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

### ② 退職後給付

当社グループは確定拠出制度及び確定給付制度を有しております。

#### (i) 確定拠出制度

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払については法的又は推定的債務を負わないため、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した期間に費用として認識しております。

#### (ii) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の利回りに基づき算定しております。

確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額を、負債又は資産として認識しております。

勤務費用、過去勤務費用及び確定給付負債(資産)の純額に係る利息費用は純損益として認識しております。確定給付制度に係る負債又は資産の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識した後、直ちに利益剰余金に振り替えております。

### ③ その他の長期従業員給付

退職給付以外の長期従業員給付は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引いて算定しております。

## (7) 外貨換算

### ① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートにより当社及び子会社の各機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算し、当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。但し、発生する換算差額がその他の包括利益で認識される資産及び負債に関しては、それらから生じる換算差額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識しております。

### ② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートにより、収益及び費用は連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートにより円換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算により発生する換算差額は、その他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識しております。

## 5. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

当社グループは、当連結会計年度連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。見積り及び仮定は、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づく経営者の判断に基づいております。実際の結果は、その性質上、これらの見積り及び仮定と異なる場合があります。

なお、これらの見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見直しによる影響は、見積りを見直した期間及びその影響を受ける将来の期間において認識されます。

新型コロナウイルス感染症及び現下のウクライナ情勢に関しましては、未だ収束時期は不透明なものの、当社グループの経営環境に重大な影響はないものと仮定しております。しかしながら、見積りに用いた上記の仮定は不確定要素が多く、経営環境への影響が変化した場合には、その見積り及び仮定に影響を及ぼす可能性があります。

連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりです。

### ・棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、期末日における正味実現価値が取得価額より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価を認識しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積販売価格から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除して算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な市場環境の変動等に影響を受ける可能性があり、正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産の金額は、216,392百万円です。

### ・非金融資産の減損

有形固定資産、無形資産及びのれんにつきましては、注記「(3) 非金融資産の減損」に従って減損テストを実施しております。

回収可能価額の査定においては、将来キャッシュフロー、割引率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の経済条件や事業計画によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した、有形固定資産、無形資産及びのれんは、それぞれ、372,933百万円、37,168百万円及び104,244百万円です。

### ・偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には、開示しております。

当社及び当社グループ会社が事業展開する中で、日本及び海外諸地域において、政府機関等による調査を受けること、係争事案へ発展すること等があります。

当連結会計年度末においても、新興国において税制の解釈や適用をめぐる税務当局による税務調査の実施、更正通知の発行、また訴訟及び和解交渉等で未解決の事案がありますが、法律及び税務の専門家と相談の上で、こうした偶発債務が重要な結果を引き起こす可能性を予測し、将来の経済的便益を有する資源流出が生じる可能性が高く、かつ、その金額について信頼性をもって見積ることができる場合に債務を計上しております。

債務の計上は現時点において入手可能な情報に基づいておりますが、見積り特有の不確実性があるため、今後新たな事実が判明した場合等には追加の債務が発生する可能性があります。

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積もっております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の経済条件や事業計画等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要になった場合、連結計算書類に影響を与える可能性があります。当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は、8,140百万円です。

## 連結財政状態計算書に関する注記

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 1. 資産から直接控除した貸倒引当金 |          |
| 営業債権及びその他の債権       | 3,542百万円 |
| その他の金融資産（非流動資産）    | 118百万円   |

### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：百万円)

| 種 類         | 期末帳簿価額 |
|-------------|--------|
| 現金及び現金同等物   | 6,289  |
| 営業債権及びその他債権 | 3,515  |
| 棚卸資産        | 2,959  |
| その他流動資産     | 296    |
| 有形固定資産      | 441    |
| <hr/>       |        |
| 内 容         | 期末帳簿価額 |
| 短期借入金       | 100    |

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 646,370百万円 |
|-------------------|------------|

### 4. 財務制限条項

当社は、2016年6月30日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額720百万USドル及び54,240百万円）を締結しております。

この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2016年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の純資産の金額を前年同期比一定の水準以上に維持すること。
- ・2016年12月期決算以降、当社の連結損益計算書の営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

当社の子会社であるATC Tires AP Private Ltd.は、2020年10月21日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額52百万USドル）を締結しております。

この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2025年3月末以降、ATC Tires AP Pvt. Ltd.の貸借対照表において債務超過とならないようにすること。

当社の子会社であるATC Tires AP Private Ltd.は、2021年8月16日付で取引銀行と借入契約（契約総額96百万USドル）を締結しております。

この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2025年3月末以降、ATC Tires AP Pvt. Ltd.の貸借対照表において債務超過とならないようにすること。

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 非金融資産の減損

非金融資産は、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っており、当連結会計年度において以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

| 用途    | セグメント | 種類     | 金額  |
|-------|-------|--------|-----|
| 事業用資産 | タイヤ事業 | 建物     | 9   |
|       |       | 構築物    | 0   |
|       |       | 機械装置   | 88  |
|       |       | 工器具備品  | 12  |
|       |       | 土地     | 138 |
|       |       | ソフトウェア | 0   |
|       |       | 小計     | 247 |
|       | MB事業  | 建物     | 3   |
|       |       | 工器具備品  | 0   |
|       |       | 土地     | 35  |
|       |       | 小計     | 38  |
| 合計    |       |        | 285 |

## 2. その他の収益

その他の収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|         | 金額    |
|---------|-------|
| 固定資産売却益 | 545   |
| その他     | 1,721 |

## 3. その他の費用

その他の費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|          | 金額    |
|----------|-------|
| 固定資産除売却損 | 622   |
| 減損損失     | 285   |
| その他(注)   | 2,597 |

(注) 当連結会計年度において、ロシア・ウクライナ情勢の影響により、当社グループの一部の海外製造子会社において操業が低下しております。「その他」の金額には当該操業低下により発生した製造固定費が807百万円含まれております。

## 4. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|           | 金額    |
|-----------|-------|
| 金融収益      |       |
| 受取利息      | 1,070 |
| 受取配当金     | 3,950 |
| デリバティブ評価益 | 5,305 |
| その他       | 16    |
| 金融費用      |       |
| 支払利息      | 2,939 |
| 為替差損      | 3,726 |
| その他       | 905   |

## 連結持分変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|         | 当連結会計年度期首<br>株式数(千株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(千株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(千株) | 当連結会計年度末<br>株式数(千株) |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式数  |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式    | 169,549              | -                    | -                    | 169,549             |
| 自己株式    |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式(注) | 8,934                | 1                    | 84                   | 8,851               |

(注1) 増加株式数の内訳は、単元未満株式の買い取り請求による増加1千株であります。

(注2) 減少株式数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少84千株であります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年3月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 5,300           | 利益剰余金 | 33              | 2021年12月31日 | 2022年3月31日 |
| 2022年8月10日<br>取締役会   | 普通株式  | 5,303           | 利益剰余金 | 33              | 2022年6月30日  | 2022年8月31日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 2023年3月30日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 5,303           | 利益剰余金 | 33              | 2022年12月31日 | 2023年3月31日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 資本管理

当社グループの資本管理は、当社グループの持続的な成長や企業価値増大を実現するため、本業発展に十分な資金を確保できるよう資本効率の向上を目指しております。

資本管理に関連する指標として、デット・エクイティ・レシオ(負債資本比率)、ROE(親会社所有者帰属持分当期純利益率)を管理対象としております。

#### (2) 財務リスク管理の基本方針

当社グループは、事業活動を行う過程において財務上のリスクに晒されており、当該リスクを回避又は軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、デリバティブ取引は実需の範囲で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (3) 信用リスク

##### ① 信用リスク管理及び信用リスクに対する最大エクスポージャー

当社グループが保有する売掛金や受取手形といった営業債権は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社

の債権管理基準に準じて、同様の管理を行っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示している金融資産の減損後の帳簿価額であります。

## ② 信用リスク管理実務

当社グループは、償却原価で測定する金融資産に分類した金融資産に対して貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の認識・測定にあたっては、金融資産に関する信用リスクの著しい増加の有無及び信用減損の有無によって金融資産をステージに分類しております。

ステージ1：信用リスクの著しい増加が見受けられない

ステージ2：信用リスクの著しい増加が見受けられるが、信用減損は見受けられない

ステージ3：信用リスクの著しい増加、信用減損がともに顕在化している

なお、信用リスクの著しい増加とは、当初認識時と比較して、期末日に債務不履行発生リスクが著しく増大していることをいいます。当社グループにおいて、利息もしくは元本の支払いについて、原則として30日超の延滞の事実、債務者の属する業界の景気動向等を加味し、債務者の弁済能力が将来において変化する可能性を踏まえて、信用リスクの著しい増加の有無を判断しております。

また、当社グループにおいては、発行者又は債務者の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払について、延滞などが生じた場合に債務不履行が生じていると判断しております。

債務不履行に該当した場合には信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類しております。

上記のステージに関わらず、法的に債権が消滅する場合等、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合には、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

貸倒引当金の見積りにあたっては、営業債権の予想信用損失を集散的ベースで測定しており、各社ごとに独自グループ又はサブグループを設定しております。

12か月及び全期間の予想信用損失の測定にあたっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、期末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いております。

なお、予想信用損失を集散的ベースで測定する際、過去における債務不履行の実績率を用いることがあります。

#### (4) 流動性リスク

当社グループは、主に銀行借入や社債発行により資金の調達を行っております。そのため、当社グループは資金調達環境の悪化等により支払期日に債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、当社の各部署及び主要な連結子会社からの報告に基づき、財務部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、常に経営環境をモニターし、状況に応じた手元流動性を維持、確保することにより、流動性を管理しております。

#### (5) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから外貨建の取引を行っており、これにより生じる外貨建債権債務は為替相場の変動リスクに晒されております。

当社グループの為替リスクは、主に米ドル、ユーロの為替相場の変動により発生します。当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替変動リスクに対し、一部先物為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

#### (6) 金利リスク

当社グループの有利子負債のうち、一部は変動金利によるものであり、金利変動リスクに晒されております。

そのため当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

#### (7) 株価変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の上場株式を営業基盤の強化等の目的で保有しており、資本性金融商品の株価変動リスクに晒されております。

これらの資本性金融商品は、定期的に株価や発行体の財務状況を把握し、取引先との状況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

## 2. 金融商品の帳簿価額及び公正価値

(1) 金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

なお、社債及び長期借入金以外の金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しているため、含めておりません。

(単位：百万円)

|           | 帳簿価額   | 公正価値   |
|-----------|--------|--------|
| 長期借入金 (注) | 97,008 | 96,186 |
| 社債 (注)    | 48,818 | 46,393 |

(注) 1年以内に返済又は償還予定の残高を含んでおります。

長期借入金及び社債の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務毎に、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いて算定する方法によっております。

#### (2) 金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

公正価値のヒエラルキーは以下のように定義しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものとして認識しております。

なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2及びレベル3の間における振替はありません。

経常的に公正価値で測定している金融商品は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|                                      | レベル1   | レベル2  | レベル3   | 合計      |
|--------------------------------------|--------|-------|--------|---------|
| <b>金融資産</b>                          |        |       |        |         |
| 純損益を通じて公正価値で測定する<br>非デリバティブ金融資産      |        |       |        |         |
| その他                                  | －      | 179   | －      | 179     |
| その他の包括利益を通じて公正価値で<br>測定する非デリバティブ金融資産 |        |       |        |         |
| 株式                                   | 89,793 | －     | 13,142 | 102,935 |
| その他                                  | －      | －     | 610    | 610     |
| デリバティブ資産                             | 195    | 8,431 | －      | 8,626   |
| 合計                                   | 89,988 | 8,610 | 13,752 | 112,351 |
| <b>金融負債</b>                          |        |       |        |         |
| デリバティブ負債                             | －      | 815   | －      | 815     |
| 合計                                   | －      | 815   | －      | 815     |

株式のうち活発な市場が存在する銘柄の公正価値は、市場価格に基づいて算定しているため、レベル1に分類しております。また、活発な市場が存在しない銘柄のうち、公正価値を重要な観察不能なインプットを用いて、類似会社比較法等で算定した金額で測定した銘柄についてレベル3に分類しております。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債のうち為替予約、金利スワップ等の公正価値は、活発な市場で取引されていないため、入手可能な範囲で観察可能な市場データを最大限に利用し、企業独自の見積りには可能な限り依存しておりません。すべての重要なインプットが観察可能な場合には、レベル2に分類しております。

レベル3に分類した非デリバティブ金融資産の公正価値評価に際しては、類似会社比較法における株価純資産倍率を採用しております。

当社グループで定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、財務部門が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。

また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|             |        |
|-------------|--------|
| 期首残高        | 11,879 |
| 利得及び損失合計    |        |
| その他の包括利益(注) | 1,706  |
| 購入          | 155    |
| 売却          | △1     |
| その他         | 14     |
| 期末残高        | 13,752 |

(注) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」に含まれております。

### **1 株当たり情報に関する注記**

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,823円47銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益    | 286円38銭   |

## 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社グループの事業セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の総合的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

前連結会計年度において、タイヤ生産財戦略の一環として当社のオフハイウェイタイヤ（OHT）事業とグループ会社であるATG（アライアンスタイヤグループ）を対象とし、「Yokohama Off-Highway Tires」（YOHT）を冠する新組織を立ち上げ、新たな経営管理体制での運営を開始しました。

今後の更なる事業拡大を図るにあたり、顧客及び製品特性の類似性等を勘案した結果、第1四半期連結累計期間より、従来、事業セグメントとしていた「タイヤ」「MB」「ATG」のうち、「ATG」につきまして名称を「YOHT」に変更するとともに、「タイヤ」に集約しております。これにより、報告セグメントにつきましては「タイヤ」「MB」に変更しております。

(単位：百万円)

|     | タイヤ     | MB     | その他   | 合計      |
|-----|---------|--------|-------|---------|
| 地域別 |         |        |       |         |
| 日本  | 199,140 | 51,837 | 6,808 | 257,784 |
| 北米  | 279,384 | 23,626 | 269   | 303,279 |
| アジア | 116,713 | 15,462 | 2,843 | 135,017 |
| その他 | 159,073 | 5,323  | -     | 164,396 |
| 合計  | 754,309 | 96,248 | 9,919 | 860,477 |

(注) 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。

なお、北米は主に米国（284,938百万円）であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、会計方針に関する事項「(5) 収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (3) 当期及び翌期以降の収益を理解するための情報

#### ① 契約残高

当社グループの契約残高は、顧客との契約から生じた債権（「営業債権及びその他の債権」に含まれる受取手形及び売掛金）のみであります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                     | 金 額            |
|-----------------|----------------|-------------------------|----------------|
| (資 産 の 部)       | 百万円            | (負 債 の 部)               | 百万円            |
| 流 動 資 産         | <b>249,027</b> | 流 動 負 債                 | <b>222,997</b> |
| 現金及び預金          | 27,986         | 支 払 手 形                 | 1,550          |
| 受 取 手 形         | 4,723          | 電 子 記 録 債 務 金           | 4,507          |
| 売 掛 金           | 138,490        | 買 掛 金                   | 52,092         |
| 商 品 及 び 製 品     | 22,892         | 1 年 内 償 還 社 債           | 9,000          |
| 仕 掛 品           | 4,907          | コマーシャル・ペーパー             | 7,000          |
| 原材料及び貯蔵品        | 13,304         | 短 期 借 入 金               | 83,805         |
| そ の 他           | 36,724         | 未 払 費 用                 | 20,043         |
| 固 定 資 産         | <b>476,567</b> | 未 払 法 人 税 等             | 1,443          |
| 有 形 固 定 資 産     | <b>98,637</b>  | 役 員 賞 与 引 当 金           | 209            |
| 建 物             | 28,656         | 関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金   | 532            |
| 構 築 物           | 2,834          | そ の 他                   | 42,815         |
| 機 械 装 置         | 34,361         | 固 定 負 債                 | <b>123,599</b> |
| 車 両 運 搬 具       | 593            | 社 債                     | 40,000         |
| 工 具 器 具 備 品     | 4,826          | 長 期 借 入 金               | 59,935         |
| 土 地             | 17,896         | 繰 延 税 金 負 債             | 20,047         |
| リ ー ス 資 産       | 826            | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,889          |
| 建 設 仮 勘 定       | 8,645          | そ の 他                   | 1,727          |
| 無 形 固 定 資 産     | <b>1,562</b>   | 負 債 合 計                 | <b>346,595</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 1,539          | (純 資 産 の 部)             |                |
| そ の 他           | 23             | 株 主 資 本                 | <b>337,528</b> |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | <b>376,368</b> | 資 本 金                   | <b>38,909</b>  |
| 投 資 有 価 証 券     | 88,075         | 資 本 剰 余 金               | <b>32,150</b>  |
| 関 係 会 社 株 式     | 241,331        | 資 本 準 備 金               | 31,953         |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 36,547         | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 197            |
| 長 期 貸 付 金       | 3,297          | 利 益 剰 余 金               | <b>278,119</b> |
| そ の 他           | 7,214          | 利 益 準 備 金               | 8,778          |
| 貸 倒 引 当 金       | △96            | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 269,341        |
| 資 産 合 計         | <b>725,594</b> | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 14,762         |
|                 |                | 別 途 積 立 金               | 43,900         |
|                 |                | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 210,679        |
|                 |                | 自 己 株 式                 | △11,650        |
|                 |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | <b>41,471</b>  |
|                 |                | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | <b>41,471</b>  |
|                 |                | 純 資 産 合 計               | <b>378,998</b> |
|                 |                | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | <b>725,594</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 損益計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

| 科 目          | 金 額    |                |
|--------------|--------|----------------|
|              | 百万円    | 百万円            |
| 売上高          |        | <b>388,816</b> |
| 売上原価         |        | <b>294,904</b> |
| 売上総利益        |        | <b>93,912</b>  |
| 販売費及び一般管理費   |        | <b>81,022</b>  |
| 営業利益         |        | <b>12,890</b>  |
| 営業外収益        |        |                |
| 受取利息及び配当金    | 29,748 |                |
| デリバティブ評価益    | 5,078  |                |
| その他          | 1,028  | 35,855         |
| 営業外費用        |        |                |
| 支払利息         | 729    |                |
| 為替差損         | 3,233  |                |
| その他          | 1,594  | 5,556          |
| 経常利益         |        | <b>43,189</b>  |
| 特別利益         |        |                |
| 固定資産売却益      | 138    |                |
| 投資有価証券売却益    | 5,498  | 5,636          |
| 特別損失         |        |                |
| 固定資産除売却損     | 267    |                |
| 減損損失         | 75     | 342            |
| 税引前当期純利益     |        | <b>48,483</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,414  |                |
| 法人税等調整額      | △445   | 6,969          |
| 当期純利益        |        | <b>41,514</b>  |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                           | 株主資本   |        |          |         |           |          |         |         |         |
|------------------------------|--------|--------|----------|---------|-----------|----------|---------|---------|---------|
|                              | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益準備金     | 利益剰余金    |         |         | 利益剰余金合計 |
|                              |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |           | その他利益剰余金 |         |         |         |
|                              |        |        |          |         | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |         |
| 2022年1月1日 残高                 | 38,909 | 31,953 | 170      | 32,123  | 8,778     | 16,483   | 43,900  | 178,047 | 247,208 |
| 事業年度中の変動額                    |        |        |          |         |           |          |         |         |         |
| 固定資産圧縮積立金の積立                 |        |        |          |         |           | 38       |         | △38     | -       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                 |        |        |          |         |           | △1,759   |         | 1,759   | -       |
| 剰余金の配当                       |        |        |          |         |           |          |         | △10,603 | △10,603 |
| 当期純利益                        |        |        |          |         |           |          |         | 41,514  | 41,514  |
| 自己株式の取得                      |        |        |          |         |           |          |         |         |         |
| 自己株式の処分                      |        |        | 27       | 27      |           |          |         |         |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当事業年度中の変動額(純額) |        |        |          |         |           |          |         |         |         |
| 事業年度中の変動額合計                  | -      | -      | 27       | 27      | -         | △1,721   | -       | 32,632  | 30,911  |
| 2022年12月31日 残高               | 38,909 | 31,953 | 197      | 32,150  | 8,778     | 14,762   | 43,900  | 210,679 | 278,119 |

| 科目                           | 株主資本    |         | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|------------------------------|---------|---------|--------------|------------|---------|
|                              | 自己株式    | 株主資本合計  | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 2022年1月1日 残高                 | △11,758 | 306,482 | 48,890       | 48,890     | 355,371 |
| 事業年度中の変動額                    |         |         |              |            |         |
| 固定資産圧縮積立金の積立                 |         | -       |              |            | -       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                 |         | -       |              |            | -       |
| 剰余金の配当                       |         | △10,603 |              |            | △10,603 |
| 当期純利益                        |         | 41,514  |              |            | 41,514  |
| 自己株式の取得                      | △2      | △2      |              |            | △2      |
| 自己株式の処分                      | 110     | 137     |              |            | 137     |
| 株主資本以外の項目の<br>当事業年度中の変動額(純額) |         |         | △7,419       | △7,419     | △7,419  |
| 事業年度中の変動額合計                  | 108     | 31,046  | △7,419       | △7,419     | 23,627  |
| 2022年12月31日 残高               | △11,650 | 337,528 | 41,471       | 41,471     | 378,998 |

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ

時価法

#### (3) 棚卸資産

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

5年～50年

機械装置、車両運搬具並びに工具器具備品

2年～10年

#### (2) 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付

算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(4) 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業の整理に伴う損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び債権金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

円貨建長期借入金、外貨建長期貸付金、外貨建長期借入金

(3) ヘッジ方針

内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。

ただし、特例処理による金利スワップに関してはヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後継続して相場変動等を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

5. 収益

当社では、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：別個の履行義務へ取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に、収益を認識する。

当社は、タイヤ、MB及びその他の事業を有する製造業であり、タイヤ事業を中心に複数のビジネスを行っております。これらのビジネスでは、当社自体が顧客との契約主体としております。

タイヤ、MBいずれの事業においても、主要な顧客である自動車メーカー、小売業者、その他の事業者に対して計上される収益の履行義務は、当社の製品が顧客へ納品された時点で充足されるものであり、この時点で収益を計上しております。これは当社の製品が納品された時点で、顧客は自己の意思で製品を使用、売却することができるようになり、そこから生じる便益を得ることができることから、製品の支配が移転したと考えられるためです。

顧客への納品後、主として6ヶ月以内に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社は、タイヤ、MBいずれの事業においても、各顧客との取引開始時点で製品の取引価格を決定しておりま

す。取引には数ヶ月から1年までの一定期間の取引数量等に応じた割戻しや販売手数料を支給するものがあり、これらの変動対価の金額は契約条件等に基づき見積もり取引価格を調整しており、この調整に係る返金負債は「その他」に含まれております。

タイヤ、MBいずれの事業においても、製品保証は、販売時に存在していた欠陥を修理する以上のサービスを提供する等のサービス型の製品保証は提供していないため、製品保証を独立した履行義務として区別せず、取引価格の一部を製品保証に配分しておりません。

## 会計方針の変更に関する注記

(「時価の算定に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

(「収益認識に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)等については2019年度の期首から適用しており、当会計基準は、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めを改正したものであるため、当会計基準の適用による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。見積り及び仮定は、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因に基づく経営者の最善の判断に基づいております。実際の結果は、その性質上、これらの見積り及び仮定と異なる場合があります。

なお、これらの見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した期間及びその影響を受ける将来の期間において認識されます。

新型コロナウイルス感染症及び現下のウクライナ情勢に関しましては、未だ収束時期は不透明なものの、当社の経営環境に重大な影響はないものと仮定しております。しかしながら、見積りに用いた上記の仮定は不確定要素が多く、経営環境への影響が変化した場合には、その見積り及び仮定に影響を及ぼす可能性があります。

計算書類に重要な影響を与える可能性のある会計上の見積り及び仮定に関する情報は以下のとおりであります。

### 1. 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、期末日における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。

また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味売却価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味売却価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した棚卸資産の金額は41,103百万円です。

### 2. 固定資産の減損

当社は、有形固定資産及び無形固定資産のうち期末日現在で減損している可能性を示す兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し減損損失を計上しております。

減損損失の認識及び測定にあたり、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しております。これ

らの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産及び無形固定資産の金額はそれぞれ98,637百万円、1,562百万円であり、75百万円の減損損失を計上しております。

### 3. 偶発債務

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性及び金額的影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目がある場合には開示しております。

### 4. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積っています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した繰延税金負債の金額は20,047百万円です。(相殺前の繰延税金資産10,960百万円、相殺前の繰延税金負債31,007百万円)

### 5. 関係会社株式の評価

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行っております。

また、関係会社貸付金について、融資先の支払い能力を総合的に勘案し、回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金を計上しております。市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額並びに関係会社貸付金の回収可能性の判定にあたり、関係会社の将来利益計画に基づいて算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により将来計画等の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び関係会社出資金の減損処理及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金の金額はそれぞれ22,483百万円、3,290百万円です。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 349,135百万円
2. 有形固定資産の圧縮記帳累計額  
保険差益 77百万円  
補助金 51百万円

### 3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

(百万円)

| 被 保 証 者                                                 | 保 証 金 額 |
|---------------------------------------------------------|---------|
| ATC Tires AP Private Ltd.                               | 21,232  |
| Yokohama Corporation of North America                   | 14,468  |
| PT.Yokohama Industrial Products Manufacturing Indonesia | 1,342   |
| Yokohama Europe GmbH                                    | 1,104   |
| Yokohama Scandinavia AB                                 | 1,008   |
| Yokohama India Private Limited                          | 573     |
| Yokohama CEE Spółka z.o.o.                              | 182     |
| 計                                                       | 39,908  |

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |            |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 138,926百万円 |
| 長期金銭債権 | 3,290百万円   |
| 短期金銭債務 | 75,384百万円  |
| 長期金銭債務 | 3百万円       |

### 5. 財務制限条項

当社は、2016年6月30日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額720百万USドル及び54,240百万円）を締結しております。

この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2016年12月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結財政状態計算書上の純資産の金額を前年同期比一定の水準以上に維持すること。
- ・2016年12月期決算以降、当社の連結損益計算書の営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

### 6. 期末日満期手形の会計処理については、手形満期日をもって決済処理しております。なお、当期の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高より除かれております。

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 受取手形            | 1百万円   |
| 支払手形            | 297百万円 |
| その他（固定資産購入支払手形） | 81百万円  |

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|            |            |
|------------|------------|
| 売上高        | 317,335百万円 |
| 仕入高        | 126,289百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 12,248百万円  |

営業取引以外の取引高

|       |           |
|-------|-----------|
| 受取利息  | 260百万円    |
| 受取配当金 | 26,656百万円 |
| 受取賃貸料 | 328百万円    |
| 支払利息  | 160百万円    |
| 資産購入高 | 5,589百万円  |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数<br>(千株) | 当期増加株式数<br>(千株) | 当期減少株式数<br>(千株) | 当期末株式数<br>(千株) |
|-------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 普通株式  | 8,934          | 1               | 84              | 8,851          |

(注1) 増加株式数の内訳は、単元未満株式の買い取り請求による増加1千株であります。

(注2) 減少株式数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少84千株であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|                |         |
|----------------|---------|
| 未払費用           | 795百万円  |
| 退職給付引当金        | 6,914 " |
| 退職給付信託運用収益・組入額 | 1,673 " |
| 関係会社株式評価損      | 622 "   |
| 関係会社出資金評価損     | 2,889 " |
| その他            | 2,033 " |

繰延税金資産小計 14,925百万円

評価性引当額 △3,965 "

繰延税金資産合計 10,960百万円

(繰延税金負債)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 退職給付信託設定益      | △4,993百万円 |
| 退職給付信託設定株式受入差益 | △1,581 "  |
| 固定資産圧縮積立金      | △6,411 "  |
| その他有価証券評価差額金   | △18,022 " |
| その他            | △0 "      |

繰延税金負債合計 △31,007百万円

繰延税金資産(負債)の純額 △20,047百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性            | 会社等の名称   | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                   | 取引内容           | 取引金額<br>(百万円)<br>(注2) | 科目  | 期末残高<br>(百万円)<br>(注2) |
|---------------|----------|------------------------|---------------------------------|----------------|-----------------------|-----|-----------------------|
| 主要株主<br>(会社等) | 日本ゼオン(株) | 被所有<br>直接10%           | 日本ゼオン<br>(株)社<br>製品の購入<br>役員の兼任 | 原材料の購入<br>(注1) | 11,474                | 買掛金 | 7,650                 |

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 原材料の購入については、日本ゼオン(株)以外からも複数の見積り入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### 2. 子会社及び関連会社等

| 属性                      | 会社等の名称                                   | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                 | 取引内容          | 取引金額<br>(百万円)<br>(注4) | 科目        | 期末残高<br>(百万円)<br>(注4) |
|-------------------------|------------------------------------------|------------------------|-------------------------------|---------------|-----------------------|-----------|-----------------------|
| 子会社                     | (株)ヨコハマ<br>タイヤジャパン                       | 所有<br>直接91%            | 当社製品の<br>販売先<br>役員の兼任<br>業務委託 | 製品の売上<br>(注1) | 108,016               | 売掛金       | 50,871                |
|                         |                                          |                        |                               | 資金の借入<br>(注3) | 8,661                 | 預り金       | 13,075                |
|                         | Yokohama Tire<br>Corporation             | 所有<br>間接100%           | 当社製品の<br>販売先<br>役員の兼任         | 製品の売上<br>(注1) | 83,200                | 売掛金       | 12,445                |
|                         | Yokohama Tire<br>Philippines, Inc.       | 所有<br>直接100%           | 当社製品の<br>製造<br>役員の兼任          | 製品の仕入<br>(注2) | 53,287                | 買掛金       | 4,690                 |
|                         | Yokohama Corporation<br>of North America | 所有<br>直接100%           | 資金の貸付<br>役員の兼任                | 資金の貸付<br>(注3) | 9,336                 | 短期<br>貸付金 | 11,903                |
| Yokohama Asia Co., Ltd. | 所有<br>直接100%                             | 資金の借入<br>役員の兼任         | 資金の借入<br>(注3)                 | 3,241         | 短期<br>借入金             | 14,581    |                       |

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、提示された見積原価、市場実勢価格から算出した価格を基に、価格交渉の上で決定しております。

(注3) 資金の借入・貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。また、資金の貸付・資金の借入については、前当期の増減額を記載しております。

## 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,358円45銭
- 1株当たり当期純利益 258円92銭

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## その他の注記

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2022年9月30日開催の取締役会決議に基づき、2022年11月5日を効力発生日として、当社の完全子会社であるヨコハマゴム・ファイナンス株式会社を吸収合併しました。

### 1. 取引の概要

#### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：ヨコハマゴム・ファイナンス株式会社

事業の内容：横浜ゴム株式会社および関係会社に対する金融業

#### (2) 企業結合日

2022年11月5日

#### (3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、ヨコハマゴム・ファイナンス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

#### (4) 結合後企業の名称

横浜ゴム株式会社

#### (5) その他の取引に関する事項

ヨコハマゴム・ファイナンス株式会社は、日本におけるグループ資金管理体制構築を達成し、事業の一体運営による経営の合理化、業務の効率化を推進するため、本件合併を行いました。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

なお、これにより親会社が合併直前に保有していた子会社株式(抱合せ株式)の適正な帳簿価額と子会社の株主資本のうち、親会社持分相当額との差額を営業外収益のその他として37百万円計上しております。

連結損益計算書上、内部取引として相殺消去されるため、損益に与える影響はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

横浜ゴム株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 昌之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 雄一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横浜ゴム株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、横浜ゴム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月22日

横浜ゴム株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村 昌之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 雄一

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜ゴム株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第147期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針・計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

横浜ゴム株式会社 監査役会

|       |         |
|-------|---------|
| 常任監査役 | 三上 修 ㊟  |
| 常勤監査役 | 内田 寿夫 ㊟ |
| 社外監査役 | 亀井 淳 ㊟  |
| 社外監査役 | 清水 恵 ㊟  |
| 社外監査役 | 木村 博紀 ㊟ |

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を図りつつ、配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、最近の経営状況および諸般の事情を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金33円

この場合の配当総額は、5,303,029,050円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月31日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、機能集約による業務効率化および働き方改革を目的として、本社機能を東京都港区から神奈川県平塚市の当社平塚製造所に移転・統合いたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店所在地を東京都港区から神奈川県平塚市に変更するものであります。
- (2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図り、また、取締役会が業務執行の決定権限を広く取締役に委任することが可能となることで、経営の意思決定の迅速化を図り、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第29条第2項を変更案第29条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第34条として新設するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                               | 変更案                                                   |
|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 第1条～第2条 (条文省略)<br>(本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 | 第1条～第2条 (現行どおり)<br>(本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を神奈川県平塚市に置く。 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 機 関 )</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>( 自己の株式の取得 )</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条～第19条 (条文省略)</p> <p>( 員 数 )</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>( 選 任 )</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>( 任 期 )</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> | <p>( 機 関 )</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第7条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>第8条～第18条 (現行どおり)</p> <p>( 員 数 )</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>( 選 任 )</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。ただし、取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>( 任 期 )</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 役付取締役 )</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、さらに取締役会長1名、取締役副会長1名および取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>( 代表取締役 )</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、若干名選定することができる。</p> <p>( 報酬等 )</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会で決める。</p> <p>( 招集 )</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の7日前に発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> | <p>( 役付取締役 )</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、さらに取締役会長1名、取締役副会長1名および取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>( 代表取締役 )</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。代表取締役は、若干名選定することができる。</p> <p>( 報酬等 )</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で決める。</u></p> <p>( 招集 )</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し会日の7日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第28条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                | <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>( <u>重要な業務執行の決定の委任</u> )</p> <p>第27条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 取締役の責任免除 )</p> <p>第29条 当社は、取締役（取締役であった者含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>( 員 数 )</p> <p>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。ただし、監査役に欠員を生じた場合でも、法定の員数を欠かないときは、補欠選任を行なわないことがある。</p> <p>( 選 任 )</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>( 任 期 )</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>( 常勤の監査役 )</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> <p>( 報酬等 )</p> <p>第34条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会で決める。</p> | <p>( 取締役の責任免除 )</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>( 招 集 )</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の7日前に発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>( 監査役会規則 )</p> <p>第36条 監査役会に関しては、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>( 監査役の責任免除 )</p> <p>第37条 当社は、監査役（監査役であった者含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> | <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p>                                                                                                                                                              |
| <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>( 常勤の監査等委員 )</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>( 招 集 )</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の7日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>( 剰余金の配当 )</p> <p>第39条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>( 中間配当金 )</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> | <p>( 監査等委員会規則 )</p> <p>第32条 監査等委員会に関しては、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>( 剰余金の配当等の決定機関 )</p> <p>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>( 剰余金の配当の基準日 )</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>( 監査役の責任免除に関する経過措置 )</p> <p>第1条 当社は、第147回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（11名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）11名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | <p>やま いし まさ たか<br/>山 石 昌 孝<br/>(1962年6月5日生)</p> | <p>1986年4月 当社入社<br/>2007年6月 当社MD推進室長<br/>2008年11月 当社GD100推進室長<br/>2010年1月 当社秘書室長<br/>2012年1月 ヨコハマヨーロッパ<br/>GmbH代表取締役社長<br/>2013年10月 当社経営企画室長<br/>兼(株)アクティ代表取締役<br/>社長<br/>2014年3月 当社執行役員<br/>2015年3月 当社取締役 執行役員<br/>兼ヨコハマ・モータース<br/>スポーツ・インターナシヨ<br/>ナル(株)代表取締役社長<br/>2016年7月 当社取締役 常務執行役員<br/>2017年3月 当社代表取締役社長<br/>(現在に至る)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>タイヤ公正取引協議会会長<br/>一般社団法人日本自動車タイヤ協会会長</p> | 154,851株       |
|           | <p>取締役候補者とした理由</p>                              | <p>山石昌孝氏は、2015年に当社取締役に、2017年には当社代表取締役社長に就任し、精力的に当社グループの成長のために業務執行して参りました。2016年に実施したAlliance Tire Groupの完全子会社化などの経営企画部門における豊富な知識と経験を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>                                                                                                                                                                                                    |                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2         | ニ テ イ ン マ ン ト リ<br>Nitin Mantri<br>(1970年3月29日生) | 2001年3月 The Boston Consulting Group入社<br>2003年8月 Cummins Inc.入社、Director<br>2012年6月 Cummins Fuel Systems、President<br>2017年2月 ATC Tires Private Limited 入社<br>2017年5月 同社取締役CEO<br>2018年3月 当社執行役員<br>2019年10月 Yokohama India Private Limited 取締役会長 (現在に至る)<br>2020年3月 当社取締役 執行役員<br>2021年3月 ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)代表取締役 (現在に至る)<br>2022年3月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る)<br>(重要な兼職の状況)<br>ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)代表取締役CEO<br>Yokohama India Private Limited 取締役会長 | 9,158株            |
|           | 取締役候補者とした理由                                      | Nitin Mantri氏は、2020年に当社取締役に就任し、現在はOHT事業部長、ヨコハマ・オフハイウェイタイヤ(株)代表取締役CEOおよびYokohama India Private Limited 取締役会長を務めております。海外の事業運営における豊富な経験と知識を有し、当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | せい みや しん じ<br>清 宮 眞 二<br>(1964年12月20日生) | 1989年4月 当社入社<br>2012年4月 当社タイヤ技術管理部長<br>2014年10月 当社タイヤ第一設計部長<br>2017年3月 当社タイヤ消費財開発本<br>部長代理<br>兼タイヤ第二設計部長<br>2018年3月 当社理事タイヤ消費財開<br>発本部長代理<br>兼タイヤ第二設計部長<br>2019年3月 当社執行役員タイヤ製品<br>開発本部長<br>兼タイヤ第一設計部長<br>2021年3月 当社執行役員技術統括補<br>佐<br>2022年3月 当社取締役 執行役員<br>(現在に至る) | 14,942株           |
|           | 取締役候補者とした理由                             | 清宮眞二氏は、2022年に当社取締役现就任し、現在は技術統括、品質保証本部担当およびタイヤ製品開発本部長を務めております。当社のタイヤ技術部門および製品開発部門において豊富な経験と知識を有しており、その経験および見識は当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。                                                                                                            |                   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                     | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4         | みやもとともあき<br>宮 本 知 昭<br>(1966年9月23日生)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> | 1990年4月 当社入社<br>2013年4月 ヨコハマ・モータースポーツ・インターナショナル(株)専務取締役<br>2015年4月 当社タイヤ国内REP営業企画部長<br>2015年7月 (株)ヨコハマタイヤジャパン取締役(現在に至る)<br>2018年3月 当社理事タイヤ国内REP営業本部長代理兼タイヤ国内REP営業企画部長<br>2018年8月 当社理事タイヤ国内リプレイス営業本部長代理兼タイヤ国内リプレイス営業企画部長<br>2019年3月 当社執行役員タイヤ国内リプレイス営業本部長<br>2022年3月 当社常務執行役員タイヤ国内リプレイス営業本部長(現在に至る) | 5,773株            |
|           | 取締役候補者とした理由                                                                                                                     | 宮本知昭氏は、2019年に当社執行役員に就任し、現在はタイヤ国内リプレイス営業本部長および(株)ヨコハマタイヤジャパン取締役を務めております。当社の国内タイヤ販売部門において豊富な経験と知識を有しており、その経験および見識は当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、新たに取締役候補者としてしました。                                                                                                                                          |                   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                     | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | なか むら よし くに<br>中 村 善 州<br>(1967年5月8日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">新任</div> | 1991年4月 当社入社<br>2013年7月 (株)ヨコハマタイヤジャパ<br>ン執行役員首都圏営業本<br>部長兼東京カンパニー社<br>長<br>2015年4月 当社タイヤ海外営業部長<br>兼Yokohama Tire Korea<br>Co., LTD 取締役社長<br>2017年3月 当社タイヤ海外営業企画<br>部長<br>2018年3月 当社理事タイヤ海外営業<br>本部長代理兼タイヤ海外<br>営業企画部長兼ヨコハ<br>マ・アジア取締役社長<br>2019年3月 当社理事タイヤ海外営業<br>本部長兼ヨコハマ・アジ<br>ア取締役社長<br>2019年10月 当社執行役員タイヤ海外<br>営業本部長兼ヨコハマ・<br>アジア取締役社長<br>2022年3月 当社常務執行役員タイヤ<br>海外営業本部長兼ヨコハ<br>マ・アジア取締役会長<br>(現在に至る) | 6,873株         |
|           | 取締役候補者とした理由                                                                                                                                     | 中村善州氏は、2019年に当社執行役員に就任し、現在は<br>タイヤ海外営業本部長およびヨコハマ・アジア取締役会<br>長を務めております。当社のタイヤ海外営業部門におい<br>て豊富な経験と知識を有しており、その経験および見識<br>は当社経営の監督を適切に行うことができると判断し、<br>新たに取締役候補者となりました。                                                                                                                                                                                                                                        |                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                        | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 6         | ゆう き まさ ひろ<br>結 城 正 博<br>(1968年10月11日生)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> | 1991年4月 当社入社<br>2012年1月 当社秘書室長<br>2013年9月 Yokohama Tire Philippines,<br>Inc. 取締役副社長兼<br>Yokohama Tire Sales<br>Philippines, Inc. 取締役<br>社長<br>2015年4月 当社タイヤ海外営業企画<br>部長<br>2016年10月 当社タイヤ企画部長兼タ<br>イヤ海外営業企画部長<br>2017年3月 当社タイヤ企画部長<br>2018年3月 当社理事タイヤ企画本部<br>長代理兼タイヤ企画部長<br>2019年3月 当社執行役員タイヤ企画<br>本部長兼タイヤ企画部長<br>2020年3月 当社執行役員Yokohama<br>Rubber(China)Co.,Ltd.<br>取締役会長（現在に至る） | 5,700株            |
|           | 取締役候補者とした理由                                                                                                                        | 結城正博氏は、2019年に当社執行役員に就任し、現在は<br>Yokohama Rubber (China) Co., Ltd.ほか海外子会社の<br>取締役会長等を務めております。当社の企画部門および海<br>外のタイヤ営業部門において豊富な経験と知識を有してお<br>り、その経験および見識は当社経営の監督を適切に行うこ<br>とができると判断し、新たに取締役候補者となりました。                                                                                                                                                                                  |                   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                     | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7         | おか だ ひで いち<br>岡 田 秀 一<br>(1951年10月15日生)<br><input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員 | 1976年4月 通商産業省入省<br>1981年5月 ハーバード大学<br>ロースクール修了<br>2001年4月 内閣総理大臣秘書官<br>2008年8月 通商政策局長<br>2010年7月 経済産業審議官<br>2012年9月 退官<br>2013年1月 (株)NTTデータ経営研究所<br>顧問<br>2013年3月 当社取締役（現在に至<br>る）<br>2014年7月 日本電気(株)執行役員副社長<br>2016年6月 石油資源開発(株)代表取締<br>役社長<br>兼日本海洋石油資源開発<br>(株)代表取締役社長<br>兼(株)ジャベックスグラフ<br>代表取締役社長<br>2017年8月 ジャベックスモントニー<br>社会長<br>2019年10月 石油資源開発(株)特別顧問<br>（現在に至る）<br>（重要な兼職の状況）<br>石油資源開発(株)特別顧問 | -株             |
|           | 取締役候補者とした理由<br>及び期待される役割                                                                                        | 岡田秀一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって10年となり、経済・社会など企業経営を取り巻く事象に関する深い見識に基づき、国際的な視点から、積極的な意見表明や提言をいただいております。省庁における豊富な経験や石油資源開発(株)等における企業経営にかかる見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としてしました。                                                                                                                                                                                                                           |                |



| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9         | かね こ ひろ こ<br>金 子 裕 子<br>(1958年3月28日生)<br>社外 独立役員 | 1980年4月 札幌テレビ放送(株)入社<br>1989年10月 太田昭和監査法人(現EY<br>新日本有限責任監査法<br>人)入所<br>1993年2月 公認会計士登録<br>2017年10月 同監査法人退職<br>2018年4月 早稲田大学商学学術院教<br>授(現在に至る)<br>2018年6月 (株)商工組合中央金庫社外<br>監査役<br>2019年6月 神奈川中央交通(株)社外取<br>締役(現在に至る)<br>2020年6月 三菱UFJリース(株)社外<br>監査役<br>2021年4月 三菱HCキャピタル(株)社<br>外取締役監査等委員(現<br>在に至る)<br>2022年3月 当社取締役(現在に至<br>る)<br>(重要な兼職の状況)<br>早稲田大学商学学術院教授 | -株             |
|           | 取締役候補者とした理由<br>及び期待される役割                         | 金子裕子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時<br>をもって1年となります。監査法人での勤務経験豊富な公<br>認会計士、かつ監査論・監査実務を研究、指導されている<br>大学教授としての視点から積極的な意見表明や提言をいた<br>だいております。これらの知見や見識を当社の経営に活か<br>していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者<br>としました。                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                       | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 10        | し みづ めぐみ<br>清 水 恵<br>(1968年7月22日生)<br><br><input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 | 1991年3月 東京大学法学部第一類卒業<br>1993年3月 司法研修所終了<br>1993年4月 西村眞田法律事務所入所<br>(～1995年3月)<br>1999年4月 西村総合法律事務所再入<br>所<br>2004年1月 西村ときわ法律事務所<br>(現西村あさひ法律事務<br>所)パートナー (現在に<br>至る)<br>2005年6月 ハーバード大学ロースク<br>ール卒業 (LL.M.)<br>2005年9月 Paul, Weiss, Rifkind,<br>Wharton & Garrison LLP<br>(New York) にて執務<br>(～2006年3月)<br>2015年12月 (株)EduLab 社外監査役<br>2018年3月 当社監査役 (現在に至<br>る)<br>2022年12月 (株)EduLab 社外取締役監<br>査等委員 (現在に至る)<br>(重要な兼職の状況)<br>西村あさひ法律事務所パートナー | - 株                    |
|           | 取締役候補者とした理由<br>及び期待される役割                                                                          | 清水 恵氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時<br>をもって5年となります。長年にわたり弁護士として活動<br>を行ってきており、現在は、日本を代表する大手法律事務<br>所においてパートナー弁護士として活躍されており、同氏<br>の法律の専門家としての豊富な知見や見識を当社の経営に<br>活かしていただけるものと判断し、新たに社外取締役候補<br>者となりました。                                                                                                                                                                                                                                                   |                        |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 11        | 古 河 潤 一<br>(1968年3月27日生)<br>[新任]<br>[社外] [独立役員] | 1990年4月 朝日生命保険相互会社入<br>社<br>2007年4月 朝日ライフアセットマネ<br>ジメント(株)出向 企画総<br>務部長<br>2008年8月 古河林業(株)山林事業本部<br>長<br>2009年10月 同社常務取締役兼山林事<br>業本部長<br>2010年4月 同社代表取締役社長 (現<br>在に至る)<br>2015年6月 白銅(株)社外取締役 (現在<br>に至る)<br>2019年6月 中央不動産(株) (現中央日<br>本土地建物(株)) 社外取締<br>役 (現在に至る)<br>2020年4月 中央日本土地建物グルー<br>プ(株)社外取締役 (現在に<br>至る)<br>(重要な兼職の状況)<br>古河林業(株)代表取締役社長 | 1,500株                 |
|           | 取締役候補者とした理由<br>及び期待される役割                        | 古河潤一氏は、豊富な企業経営の経験および幅広い見識等<br>を有する経営者であります。財務・会計に関する知見やバ<br>ランス感覚を活かしたこれらの豊富な見識を当社の経営に<br>反映していただけるものと判断し、新たに社外取締役候補<br>者となりました。                                                                                                                                                                                                                  |                        |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 担当等は事業報告の「取締役および監査役の氏名等」欄に記載のとおりです。
3. 岡田秀一氏、堀 雅寿氏、金子裕子氏、清水 恵氏および古河潤一氏は社外取締役候補者であります。
4. 清水 恵氏が社外監査役（現在は取締役監査等委員）を務めていた(株)EduLabにおいて、2021年8月以降、特別調査委員会が設置され、不適切な会計処理に関する調査が実施されました。同氏は、日頃から同社の社外監査役としてコンプライアンス強化徹底の観点からの発言・提言を行っており、当該事実が判明した後においては、徹底した調査の要請、これまでの経験を活かした内部体制・コンプライアンス体制構築の提言・支援等を行っております。
5. 当社は、岡田秀一氏、堀 雅寿氏および金子裕子氏を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。また、古河潤一氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は独立役員として届け出る予定であります。
6. 清水 恵氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、候補者と一般株主との間に利益相反を生じさせるおそれがないと判断しておりますが、候補者の所属する西村あさひ法律事務所の方針に従い、独立役員として指定、届出は行いません。
7. 岡田秀一氏、堀 雅寿氏、金子裕子氏、清水 恵氏および古河潤一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
8. 岡田秀一氏、堀 雅寿氏、金子裕子氏、清水 恵氏および古河潤一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 当社は、岡田秀一氏、堀 雅寿氏、および金子裕子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額であります。3氏の選任が承認された場合は、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。なお、当社は清水 恵氏との間で監査役として、同様の契約を締結しております。清水 恵氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で取締役として、同様の契約を新たに締結する予定であります。また、古河潤一氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間でも同様の内容の契約を締結する予定であります。
10. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号               | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式の数 |
|---------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                   | まつ お ご う た<br>松 尾 剛 太<br>(1966年4月19日生)<br>[新任] | 1989年4月 当社入社<br>2010年6月 当社経理部副部長<br>2013年10月 当社スポーツマーケティング部長<br>2015年1月 (株)プロギア取締役副社長<br>兼当社スポーツ企画室長<br>2016年3月 当社経理部長<br>兼ヨコハマゴム・ファイナンス(株)専務取締役<br>2017年1月 当社執行役員<br>2017年3月 ヨコハマゴム・ファイナンス(株)代表取締役社長<br>2018年3月 当社取締役 執行役員<br>2019年3月 当社取締役 常務執行役員<br>(現在に至る) | 42,806株        |
| 監査等委員である取締役候補者とした理由 |                                                | 松尾剛太氏は、2018年に当社取締役に就任し、現在は経営管理本部長、経理部担当、CSR本部長、IT企画本部担当およびPRGR担当を務めております。経理部門で長年の経験を有し、事業全般における豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社経営の監査機能を強化すべく、監査等委員である取締役候補者となりました。                                                                                                           |                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                     | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2         | うち だ ひさ お<br>内 田 寿 夫<br>(1962年6月7日生)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> | 1986年4月 当社入社<br>2009年4月 当社MB物流プロジェクトリーダー<br>2010年6月 当社ホース配管業務部長<br>2010年10月 当社工業品販売業務部長<br>2012年7月 当社工業品グローバル業務部長<br>2013年7月 当社総務部長<br>兼コンプライアンス推進室長<br>2016年3月 当社理事総務部長<br>2018年3月 当社理事総務部長<br>兼法務部長<br>2019年3月 当社監査役（常勤）（現在に至る） | 4,200株            |
|           | 監査等委員である取締役候補者とした理由                                                                                                             | 内田寿夫氏は2019年に当社常勤監査役に就任しております。各事業および管理分野における豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社経営の監査機能を強化すべく、監査等委員である取締役候補者となりました。                                                                                                                                  |                   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                         | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | <p style="text-align: center;">こ  の ひろ  がす<br/>河 野 宏 和<br/>(1957年4月22日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任]</p> <p style="text-align: center;">[社外] [独立役員]</p> | <p>1980年3月 慶應義塾大学工学部管理<br/>工学科卒業</p> <p>1982年3月 同大学大学院工学研究科<br/>修士課程修了</p> <p>1987年3月 同大学大学院工学研究科<br/>博士課程単位取得退学</p> <p>1987年4月 同大学大学院経営管理研<br/>究科助手</p> <p>1991年4月 同大学助教授</p> <p>1991年5月 同大学工学博士</p> <p>1991年7月 ハーバード大学ビジネ<br/>ス・スクール訪問研究員<br/>(～1992年7月)</p> <p>1998年4月 慶應義塾大学教授(現在<br/>に至る)</p> <p>2009年10月 同大学大学院経営管理研<br/>究科委員長<br/>同大学ビジネス・スクー<br/>ル校長</p> <p>2011年6月 当社独立委員会委員<br/>(～2014年3月)</p> <p>2013年5月 (公社)日本経営工学会会<br/>長(～2017年5月)</p> <p>2014年6月 (株)岡三証券グループ社外<br/>監査役</p> <p>2015年6月 同社社外取締役監査等委<br/>員<br/>スタンレー電気(株)社外取<br/>締役(現在に至る)</p> <p>2018年3月 当社取締役(現在に至<br/>る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>慶應義塾大学教授</p> | 一 株            |
|           | <p>監査等委員である取締役<br/>候補者とした理由<br/>及び期待される役割</p>                                                                                                                       | <p>河野宏和氏の当社社外取締役就任期間は、本總會終結の時をもって5年となり、日米の大学における長年にわたる経営工学、経営管理の研究による深い見識に基づき、積極的な意見表明や提言をいただいております。同氏の経営工学、経営管理に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の監査体制を強化していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4         | <p style="text-align: center;">かめ い あつし<br/>亀 井 淳<br/>(1944年5月30日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任]</p> <p style="text-align: center;">[社外] [独立役員]</p> <p>監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> | <p>1968年4月 日本鋼管(株)入社<br/> 1980年1月 (株)イトーヨーカ堂入社<br/> 1993年5月 同社取締役店舗開発室長<br/> 2003年5月 同社専務取締役専務執行役員開発本部長<br/> 2006年9月 同社代表取締役社長兼COO<br/> 2012年3月 一般社団法人日本経済団体連合会審議委員会副議長<br/> 2015年3月 当社監査役(現在に至る)<br/> 2016年1月 (株)イトーヨーカ堂代表取締役社長<br/> 2016年2月 (株)セブン&amp;アイ・ホールディングス常務執行役員<br/> 2017年3月 一般社団法人日本経済団体連合会顧問(現在に至る)<br/> 2017年7月 (株)パートナーズ企画代表取締役(現在に至る)<br/> 2018年6月 中部飼料(株)社外監査役<br/> 2022年6月 (株)メチカルフレンド社代表取締役社長(現在に至る)<br/> 中部飼料(株)社外取締役(現在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/> (株)パートナーズ企画代表取締役</p> <p>亀井 淳氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となり、流通業界大手企業での長年にわたる経験や企業経営の目線を活かし、忌憚のない意見具申をしていただいております。引き続き外部的視点から経営を監視いただくため、監査等委員である取締役候補者となりました。</p> | 500株                   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | <p style="text-align: center;">き むら ひろ き<br/>木 村 博 紀<br/>(1962年1月19日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任]</p> <p style="text-align: center;">[社外] [独立役員]</p> | <p>1984年4月 朝日生命保険相互会社入社<br/>1984年4月 同社執行役員資産運用統<br/>括部門財務・不動産専管<br/>部門長</p> <p>2013年4月 同社執行役員資産運用統<br/>括部門長</p> <p>2013年7月 同社取締役執行役員資産<br/>運用統括部門長</p> <p>2014年4月 同社取締役執行役員資産<br/>運用部門長</p> <p>2014年6月 関東電化工業(株)社外監査<br/>役</p> <p>2015年4月 朝日生命保険相互会社取<br/>締役常務執行役員資産運<br/>用企画部証券運用部担当</p> <p>2016年4月 同社取締役常務執行役員<br/>経営企画部主計部担当</p> <p>2016年6月 日本ピストンリング(株)社<br/>外監査役</p> <p>2017年4月 朝日生命保険相互会社代<br/>表取締役社長 (現在に至<br/>る)</p> <p>2019年3月 当社監査役 (現在に至<br/>る)</p> <p>2020年6月 日本ゼオン(株)社外監査役<br/>(現在に至る)</p> <p>2021年6月 日本ピストンリング(株)社<br/>外取締役監査等委員 (現<br/>在に至る)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>朝日生命保険相互会社代表取締役社長</p> | -株             |
|           | <p>監査等委員である取締役<br/>候補者とした理由<br/>及び期待される役割</p>                                                                                                                     | <p>木村博紀氏の当社社外監査役就任期間は、本總會終結の時<br/>をもって4年となります。朝日生命保険相互会社の代表取<br/>締役社長であり、同氏の金融機関の経営者としての業務経<br/>験から積極的な提言をいただいております。これまでの経<br/>理、財務、資産運用での専門的な知見は、当社の監査体制<br/>を強化していただけるものと判断し、監査等委員である取<br/>締役候補者となりました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河野宏和氏、亀井 淳氏および木村博紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木村博紀氏の重要な兼職先である朝日生命保険相互会社は、当社と金銭借り入れの取引があります。また、同社は、当社株式10,905千株（議決権比率6.79%）を有する大株主であります。
4. 当社は、河野宏和氏、亀井 淳氏および木村博紀氏を独立役員として指定し、東京証券取引所へ届け出ております。
5. 河野宏和氏、亀井 淳氏および木村博紀氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
6. 河野宏和氏、亀井 淳氏および木村博紀氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 当社は、河野宏和氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額であります。なお、河野宏和氏の選任が承認された場合は、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。また、当社は亀井 淳氏および木村博紀氏との間で監査役として、同様の契約を締結しております。なお、亀井 淳氏および木村博紀氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で取締役として、同様の契約を新たに締結する予定であります。
8. 当社は取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものいたします。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                     | 略歴、地位、担当および<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ふ り が な<br>古 河 潤 一<br>(1968年3月27日生)<br><br><input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員 | 1990年4月 朝日生命保険相互会社入社<br>2007年4月 朝日ライフアセットマネジメント(株)出向 企画総務部長<br>2008年8月 古河林業(株)山林事業本部長<br>2009年10月 同社常務取締役兼山林事業本部長<br>2010年4月 同社代表取締役社長(現在に至る)<br>2015年6月 白銅(株)社外取締役(現在に至る)<br>2019年6月 中央不動産(株)(現中央日本土地建物(株))社外取締役(現在に至る)<br>2020年4月 中央日本土地建物グループ(株)社外取締役(現在に至る)<br>(重要な兼職の状況)<br>古河林業(株)代表取締役社長 | 1,500株                 |
| 補欠の監査等委員である<br>取締役候補者とした理由<br>及び期待される役割                                                                         | 古河潤一氏は、豊富な企業経営の経験および幅広い見識等を有する経営者であります。財務・会計に関する知見やバランス感覚を活かしたこれらの豊富な見識を当社の経営に反映していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者としてしました。                                                                                                                                                                         |                        |

- (注)
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 古河潤一氏は、補欠の社外取締役監査等委員候補者であります。
  3. 古河潤一氏は第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、監査等委員でない取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
  4. 古河潤一氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、監査等委員である取締役に就任した場合は独立役員として届け出る予定であります。
  5. 古河潤一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
  6. 古河潤一氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  7. 当社は、古河潤一氏が第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決され、監査等委員でない取締役に就任した場合は、古河潤一氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、監査等委員である取締役に就任する場合には、同契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額であります。
  8. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合も、当該保険契約の被保険者としての地位は継続され、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬限度額につきましては、2013年3月28日開催の第137回定時株主総会において、年額570百万円以内とする旨のご承認をいただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額570百万円以内（うち、社外取締役分は年額100百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する基本方針は事業報告に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も同内容の方針とする予定であります。本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬となる基本報酬及び短期の業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の監査等委員会設置会社移行前の当社の取締役は11名（うち、社外取締役5名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は11名（うち、社外取締役5名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2018年3月29日開催の第142回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てる譲渡制限付株式制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認をいただき、今日に至っておりますが、今般、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象とした本制度に係る譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、改めて年額300百万円以内として設定したいと存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、2018年3月29日開催の第142回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると判断しております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、現在の当社の対象取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は6名となります。

## 当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分にかかる当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数500,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、5年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において、下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日まで継続して、当社の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合

には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【参考1】スキルマトリックス

当社の経営戦略、経営計画等を踏まえて、スキル項目を設定し、各取締役の保有するスキル・専門分野のうち、最大4項目に○印を付しています。各取締役の有するすべてのスキルや、専門的な知見を表わすものではありません。

|                | 山石昌孝 | Nitin Mantri | 清宮眞二 | 宮本知昭 | 中村善州 | 結城正博 | 岡田秀一 | 堀雅寿 | 金子裕子 | 清水恵 | 古河潤一 | 松尾剛太 | 内田寿夫 | 河野宏和 | 亀井淳 | 木村博紀 |
|----------------|------|--------------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|------|------|------|------|-----|------|
| 企業経営・経営戦略      | ○    | ○            |      | ○    | ○    | ○    | ○    |     |      |     | ○    |      |      | ○    | ○   | ○    |
| 人事政策・人材育成      | ○    |              |      |      |      |      |      | ○   | ○    |     | ○    |      |      |      | ○   |      |
| 海外知見・国際事業      | ○    | ○            |      |      | ○    | ○    | ○    |     |      | ○   |      |      |      |      |     |      |
| 技術開発・品質        |      |              | ○    |      |      |      |      |     |      |     |      |      |      | ○    |     |      |
| 調達・生産・生産技術・SCM |      | ○            | ○    |      |      |      |      |     |      |     |      |      | ○    | ○    |     |      |
| 財務・会計          |      |              |      |      |      |      |      |     | ○    |     | ○    | ○    |      |      |     | ○    |
| ガバナンス・内部統制     | ○    |              |      |      | ○    |      | ○    |     | ○    | ○   |      | ○    | ○    |      | ○   | ○    |
| ESG・CSR        |      |              | ○    |      |      |      | ○    |     |      |     |      | ○    |      |      |     |      |
| 営業・マーケティング     |      | ○            |      | ○    | ○    | ○    |      | ○   |      |     |      |      |      |      | ○   |      |

## 【参考2】政策保有株式にかかる方針

当社は、企業の拡大・持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が不可欠であると考え、当社の企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、重要な協力関係にある企業との戦略上の結びつきや、取引先との事業上の協力関係等を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については保有していく方針です。

そして、年1回、中長期的な観点で個別の政策保有株式について、取引の性質や規模等に加え保有に伴う便益やリスクを定性・定量両面から検証を行い、取締役会へ報告しており、2017年12月期以降、その検証の結果を踏まえて、段階的に一部ずつ株式を売却いたしております。

今後も、保有の目的の適否、保有に伴う便益やリスクを中長期的な企業価値向上の視点から毎年、検証を行ったうえで、保有の経済合理性や、意義が認められないと判断される株式については、縮減していくよう努めてまいります。

### 銘柄数および貸借対照表計上額（2022年12月31日現在）

|            | 銘柄数（銘柄） | 貸借対照表上の合計額（百万円） |
|------------|---------|-----------------|
| 非上場株式      | 37      | 487             |
| 非上場株式以外の株式 | 57      | 87,588          |

※上記の他にみなし保有株式が4銘柄、27,904百万円あります。なお、2022年12月31日現在の連結純資産（資本合計）は623,121百万円です。

以 上

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきま  
すよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご  
利用いただくことよってのみ可能です。  
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>  
ウェブ行使
- (2) スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。  
※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された  
「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否を  
ご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2023年3月29日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、  
お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によ  
るものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によ  
って複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取  
扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続  
料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報で  
す。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希  
望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) **本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い  
合わせください。**

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) **その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。**

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引口座を開設されている証券会社

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

### 5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行  
使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 株主総会会場ご案内図

〒254-8601 神奈川県平塚市追分2番1号

横浜ゴム株式会社 平塚製造所



(交通機関)

- ・ JR 東海道線「平塚駅」 北口 より 徒歩約 15分
- ・ バスの案内 平塚駅北口7番乗り場、 平塚駅北口2番乗り場 より  
神奈川中央交通 「横浜ゴム前」下車

(お願い) お車でのご来場はご遠慮願います。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。  
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



ミックス  
責任ある木質資源を  
使用した紙

FSC® C022915